

科学技術振興対策特別委員会議録 第十六号

昭和三十六年五月十日(水曜日)

午後一時五十九分開議

出席委員

委員長 山口 好一君

理事 菅野和太郎君 理事 齋藤 憲三君

理事 中村 幸八君 理事 前田 正男君

理事 岡 良一君 理事 岡本 隆一君

理事 赤澤 正道君 有田 喜一君

理事 稲葉 修君 佐々木義武君

理事 細田 吉藏君 石川 次夫君

理事 松前 重義君 内海 清君

出席 国務大臣 池田正之輔君

出席 政府委員 総理府事務官 紅 文吉君

総務局事務官 井上 亮君

委員外の出席者 総理府技術官 佐藤 紀君

科学技術庁原 子力局原 子力局政策課 長 河角 泰助君

厚生事務官 大屋 敦君

公衆衛生局長 中島篤之助君

参 考 人 (日本原子力研 究所東海研究所 化学部分分析化学 研究室員)

参 考 人 (日本原子力産 業会議副会長)

参 考 人 (日本原子力研 究所東海研究所 化学部分分析化学 研究室員)

参 考 人 (日本原子力産 業会議副会長)

参 考 人 (日本原子力研 究所東海研究所 化学部分分析化学 研究室員)

参 考 人 (日本原子力産 業会議副会長)

参 考 人 (日本原子力研 究所東海研究所 化学部分分析化学 研究室員)

参 考 人 (日本原子力産 業会議副会長)

参 考 人 (日本原子力研 究所東海研究所 化学部分分析化学 研究室員)

参 考 人 (日本原子力産 業会議副会長)

参 考 人 (日本原子力研 究所東海研究所 化学部分分析化学 研究室員)

参 考 人 (日本原子力産 業会議副会長)

参 考 人 (日本原子力研 究所東海研究所 化学部分分析化学 研究室員)

参 考 人 (日本原子力産 業会議副会長)

参 考 人 (日本原子力研 究所東海研究所 化学部分分析化学 研究室員)

原子力損害賠償補償契約に関する法律案(内閣提出第一〇七号)

○山口委員長 これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。

昨九日の委員打合せにおきまして、原子力損害賠償補償契約に関する法律案及び原子力損害賠償補償契約に関する法律案の両案について、大阪大学理学部

長、原子力委員会原子炉安全基準専門部会長伏見康治君、及び日本原子力保

険プール事務局長真崎勝君の両君より意見を聴取し、両君及び政府当局に質

疑を行なったのでありますが、この際、委員打合せの経過について御報告

申し上げますとともに、その内容の詳

細は記録してございますので、本日の

会議録に参照としてその記録を掲載す

ることといたしたいと思います。こ

れに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山口委員長 御異議なしと認め、さ

より取り計らうことにいたします。

席を願うことといたしましたので、御了承を願います。

この際、参考人の各位に一言ごあい

さつ申し上げます。

本日は、御多用のところ、本委員

会の法律案審査のため、わざわざ御出

席をいただきましたこと、まことにありが

たく、厚く御礼申し上げます。

本委員会は、ただいま原子力損害の

賠償に関する法律案及び原子力損害賠

償補償契約に関する法律案の両案につ

いて審査をいたしておりますが、両案

について、参考人各位には忌憚のない

御意見を述べ願いたいと思存します。

なお、御意見は大屋参考人、中島参

考人の順序で何うことといたし、時間

は、お一人約二十分程度といたしてい

ただきまして、そのあと、委員諸君の

質疑があれば、これにお答え願いたい

と存じます。

それでは、大屋参考人よりお願いい

たします。大屋参考人。

○大屋参考人 私が関係をしておりま

す日本原子力産業会議で、昨年から原

子力の災害補償の特別委員会というも

のを設けまして、委員長には岩田宙造

博士をわずらわしまして、自來、保険

の専門家、産業界、学者、いろいろの

方に集まっていたこと、大体わ

れわれ産業界の意見というものをまと

めて参つたのであります。それを中心

にして、これからお話を申し上げます

と思うのであります。

まず、放射能についての恐怖と申し

ますか、あるいは警戒と申しますか、

それは程度の相違はありますけれども

も、日本ばかりではありません。先進

国でもそれが相当重大な問題になって

おります。そのために、アメリカ、

イギリス、スウェーデン、スイス、西独、

そういうような国で、みな災害補償に

ついての特別立法をしておるのであり

ます。一番古いのがアメリカでありま

して、昨年じゅうに、そのほかの国が

みな何らかの形で法律を作りました。

それから、なお、欧州の経済協力機構、

OECDといつておりますが、それ

か、あるいは国際原子力機関、そうい

うところがこの問題を国際的に研究い

たしまして、大体結論に達しておるの

であります。原子力が国際的に意義の

深いことは申し上げるまでもないの

であります。自然、この原子力に関す

る災害補償の法律も、先進国に右へな

らえするということはやむを得ぬと

思つておるのであります。

今回、政府が衆議院に提出いたしま

した法案を拝見いたしますと、まず、

第一に、原子力の健全な発達というこ

とが書いてあります。御承知の通り、

原子力の長期開発ということが朝野で

問題になっておりました、いろいろ隣

国的には異見がありますが、大局的に

は、原子力というものを、革新技術の

トップをいくものとして日本で強力に

推進しなければいかぬということ、は

ほとんど異議のない問題になっておる

のであります。そういう産業を健全に

発達させたいという場合に、万が一起

こりました災害補償、損害賠償と申し

ますか、そういうものは国家も介入し

て、そうして、これを一つの法制化す

るということが今度の法律のねらいの

ようであります。それによりまして、

原子力産業というものが経理的に破綻

を来たさぬように、つまり、賠償によつ

て会社の根底がゆるがないように、こ

ういうような意味から、原子力の健全

な発達を目的といたしまして、この法

律が第一に考えられておると思うので

あります。

第二に考えられておりますことは、

もちろん、これは大衆に対して安心感

を与えるということと想ひのでありま

す。すいぶん日本では原子力の施設に

反対をいたしまして、各所で相当問題

を起しておりましたが、これから日本

のエネルギーの解決の一環といたしま

して、原子力発電というものを大規模

に開発をしなければならぬということ

は、これは常識であります。それに対

して一番問題になっておりますのは、

敷地の選定であります。敷地を囲みま

しての住民が不安を持つことのないよ

うに、これも国家が原子力業者と手を

組んで、そうして、災害補償あるいは

損害賠償というものの責任を負つて下

さるということが第二の問題でありま

す。

それから第三の問題は、やや二次的

でありますけれども、原子力の開発と

いうものは日本だけではできませんの

で、どうしても国際的にこれを発達さ

せていく、従つて、海外のメーカーか

ら施設を買入、原子炉であるとか、原

子燃料であるとか、いろいろのものを

海外から供給を受けなくてはならぬの

であります。その場合に、海外の

メーカは、もしもそれが事故を起こしまして、そうして、日本の大衆が外国のメーカに対して訴追するといふようなことを非常に心配してござります。現に、原子力研究所の第三号炉につきましても、相手方のゼネラル・エレクトリックが、その点について非常にやかましい注文を出して来たのであります。そういうことに対しては、この法律では、原子力業者に責任を集中する、原子力業者のみが無過失責任を負うということにしておるのであります。いかなることが起こりましても、原子力業者が直接の責任者でありまして、他の者はみな免責をされると思うことが、この法律のねらいであると思うのであります。そういう三つの点を骨子にしてでき上がった法律のようであります。

大体、原子力事業者が、自分の責任においての賠償措置といたしましては、五十億の保険をかけるということになっておるのであります。この五十億という金額も、これを外国と比べますと、大体いいところについておるのであります。アメリカは、原子力業者の賠償措置として六千万ドルということでありまして、日本の五十億円の約四倍になつておるのであります。それから、イギリスは五百万ポンドでありますから、日本と大体同じ五十億円という事になつておる。そのほかの国々の金額は多少違ふのでありますけれども、原子力業者の責任というものに特に限界を設けておまして、それ以上のものに對しては、いろいろな形式でもって、国家が補償の責任を負うということになつておるのであります。それが、あ

るものは、青天井のものもあります。あるものは、金額をきめておるものもありますけれども、とにかく、それ以上のもは国家が責任を負うということになつております。日本の今度の法律につきましても、多少そこに違いがあるように思ふのであります。日本では、あくまで原子力業者が責任を負うということになりまして、五十億円をこした場合には、政府が国会の協賛を得まして、そうして、原子力業者に援助するといふ形になつておるのであります。多少、それにつきましてもいろいろ懸念をしておる向きもあるものであります。大局論としては、五十億以上の災害が起こることはほとんど予期できないのでありますから、この法律がこの際ででき上がったことを、原子力に關係のありまする産業人としては、非常に要望をしておると申し上げていいと思ふのであります。非常に希望しておるのであります。

それから、その次の問題は、今委員からお話のありました損害賠償補償契約に關する法律案というものが、もう一つあるのであります。この法律案は、今の五十億の範囲におきまして、保険でどうしてもカバーができないものがあるものであります。日本の保険会社も、当然その大部分というものを海外の保険会社に再保険をするのでありますから、海外の保険会社が受け入れないものを保険の対象とするわけにはいかぬのであります。ちょっと一例を申し上げますと、地震であるとか、あるいは噴火であるとか、あるいは日常の運転で自然に漏れてくる放射能による損害であるとか、あるいは後発性——十年たつたら原子力病が

出たといふようなものについては、保険がカバーできませんので、補償するといふことによりまして、それで原子力業者と国との間に補償契約を結びまして、そういうものに對して一定の補償料を国に納めまして、そういう保険の穴に對して政府が責任をとる、こういうことになっております。補償契約に關する法律案であります。まあ、行き届いております。そういうことで、五十億以内にきまつては、国が片棒をかつぎまして、みんなに安心をさせる、また、五十億をこす場合には、国会にその事態を審査していただきまして、そうして、国がその損害の補償を引き受けてやる、こういうことになつておるのであります。

なお、少しこまかいことを申し上げますと、この法律案には、もしも原子力の相当規模の損害が起こつた場合には、政府は遅滞なしに国会に報告するとか、あるいは原子力委員会が内閣総理大臣にすぐ意見書を出しますと、内閣と原子力事故との間の密接なひもをつけておくといふふうに書いておるようであります。また、たとえば事故が起る、事故が起りますと、被害者が損害賠償を起す、私は、法律の定めるところに任せなくても、民法の定めるところによりますと、まず、被害者がそういう損害賠償を要求する、そうすると、原子力業者は、それを受けて立つ、話がまとまればいいのであります。が、まとまらなかつた場合には、裁判所に持つていくというのが普通の例であります。この法律では、特にそう

いふ紛争審査会といふものを設けまして、そういう事故が起こつた場合には、紛争審査会といふ、公正な第三者を入れてしまったものを作りまして、それによつて損害の価額を調べたり、損害賠償のいろいろの問題をそこで仲裁をする、そういうような審査会の規定も入つておるのであります。

そういうことで、大体この二つの法律案の内容は、原子力を実際実行しようとするわれわれにとりましては、満足のものであるばかりでなしに、この法律がありませんといふと、今後新しい原子炉の施設の場所を発見するのにも非常に困難を伴います。また、海外から機械を買おうと思ひましても、先ほど申しました理由で、非常に困難を感ずるというふうなことがあります。ので、この法律が成立するといふことを、原子力に關係する産業人は特別に願ひしておる次第であります。

なお、一言簡単に申し添へたいことは、先ほど申しました責任の限界でありま。原子力業者が引き受けます責任の限界といふものを、外国では、大体先ほどお話ししました五十億をすれば、五十億を限界として、それから以上は政府が引き受ける、国が引き受けるという事になつておるのであります。その金を国が原子力業者にやりま。あるいは大衆に直接支給するかは別問題であります。とにかく、それ以上のものは国が引き受けるという事になつております。日本は、国会にかけて、国が援助するといふことになつておりますので、多少責任の限界について少し不安があるといふふうな意見があるのであります。これらにつきましても、今後、海外のいろいろ

な法制がだんだんに完備して参りますと、結局、原子力の問題は、先ほどお話ししましたように、国際間の關係が非常に深く、原子力船ができ、あるいは原子燃料といふふうなものの輸送が盛んになるに従つて、だんだん国際間の關係が密になりますので、そういう国際的にいろいろこの法律について改良が施された場合には、そういう慣行を尊重していただきまして、また、先々にはこれに手を加えていただくといふふうな事態が起こるかもしれないのであります。今日としては、私が申上げました通り、この法律ができおりませんといふと、今後原子力の開発には重大な支障がくる、こういうことだけを申し上げて、参考人の意見としたいと思ひます。

○山口委員長 次に、中島篤之助君にお願ひします。中島篤之助君。

○中島参考人 私、日本原子力研究所労働組合に属しております中島でございます。

それで、最初、本委員会から、私どもの執行委員長であります堀剛治郎に對しまして、参考人として出席するようになつてお話しがあたりわけでございます。それで、われわれの方で相談をいたしまして、現在、われわれの労働組合におきましては、いわゆる従業員補償、第三者補償の問題について係争中であるわけでありま。それで、本日この委員会において御審議されております法案は、いわゆる第三者の問題についての御審議であると思ひわけでありま。われわれも、もちろん、たとえば、原子力発電会社に対しては、第三者の立場でありますし、私自身も東海村に住んでおまして、つま

り、一村民という立場もあるわけでございます。その意味におきまして、一応係争中であるから、第三者の問題については、あらためて当然従業員の問題に関する法律案が——率直な意見を申し上げれば、むしろ、この法案より先に当然でいておくべきはずじゃないかとわれわれは考えているわけでありますけれども、いずれ作っていただくものと考えまして、本日は御遠慮申し上げます。それで、一組員といふことの資格と、それから東海村に住んでいる村民という立場で、こちらへ私がかわりに参ることになった次第でございます。

それから、私出て参ります前に、東海村には、村会の中に放射線対策委員会というものが設けられておりまして、そこの方々と私がこの法案に関しまして打ち合わせをいたし、意見の交換をいたして参りました。その結果の両方の意見を合せて、きょう意見として申し上げさせていただきますというふうに思っております。

御承知のように、東海村の村民は、かねがね、このような法案がなるべく早く、原子力研究所ができていろいろな事業を開始する前からほしいということ、いろいろな陳情もいたしたりいたしまして、この法案ができるようにというのを、国会あるいはその他各方面にお願いをして参ったというところは御承知であろうと思つた。そういう立場におきまして、非常に期待をいたしましてこの法案を検討していただいたわけでありまして、結論から申し上げます、はなはだ失望したというのを申し上げなければならぬと思つております。私のこれから

申し上げます意見につきましては、お手元に資料の形で、「本法案に関する問題点」ということで、われわれの検討して気がついた幾つかの事項を列挙してございまして、これを御参照いただければ幸いと思つております。

第一に、この法案では、原子力損害を完全にカバーできるかどうかという問題でございます。私どもの法律解釈が間違つておるのかもしれないけれども、この法案は、原子力損害ではなくて、原子炉損害といふことならば、わかるのであります。端的な例を申し上げますと、たとえば、原子力研究所で現在アイソトープ製造工場を建設しております。このアイソトープ製造工場に火災などが起こつて、放射能がまき散らされると、これは住民の立場から申しますと、原子炉災害と同じ災害であらうといふことになるだらうと思つております。この点については適用されないといふふうに考えられるわけでありまして、この点は、一つの大きな問題ではなからうかといふふうに考えております。これは本委員会でも慎重に御審議いただきまして、改正をしていただきたいといふことをお願いしたいわけでありまして、

それから、次に、住民の立場から、一体、この原子力損害といふものが有効に補償できるかどうか、つまり、この法案の今までのところはつきりいたしたところと申しますのは、たとえば、今まで災害が起つた場合に、俗な言葉で申しますと、どこへしりを持ち込んでいいかわからなかつた。ところが、これがわれわれ住民からいへば、とにかく原子力事業者にしりを持つて

いけばいいといふことだけは明確になつたと思つておりますけれども、さて、そのところで、原子力災害といふものの特徴が、この法案ではどうも十分反映されておらないといふことを申し上げなければならぬと思つております。御承知のように、たとえば、私が被爆したとしまして、一体、被爆したかどうかかわらないといふことが、直ちに起こつて参ります。たとえば、放射能をかぶつたら頭の毛が抜けるとか、あるいは、そういうことが起れば大へんよいのでありますけれども、全然わからない。これは単に後発性とか何とかいふことだけではなくて、ふだんからの線量管理が完全に実施されておつて、そうして、とにかく何レムかを溶びたといふことがわからなければ、たとえ、この法案でまづまづお尋ね参る審査会に持ち込んでいたしまして、法律的には、おそらく水かけ論に終わるしかないのではないかと、いふふうに考えるわけでありまして、この点につきましては、御存じの方もおおしやうございますが、アメリカのラッパ博士なんかの著書がありまして、「放射線のおそろしさ」といふ本がありまして、その中に「法廷における原子」といふ一章がございまして、普通の身体障害の場合でも、そういう補償の問題は非常にむずかしいのだ、放射線災害の場合は、ほとんどこれは泥沼論争になるだけであらうといふことを書いておられます。この点を、まづ御指摘しなければならぬといふふうに考えるわけでありまして、たとえば、身体障害が発生したといふような場合でありまして、これはかなりの重症の場合でありますけれども、そのよう

な場合でも、それが一体放射線によつて起つたものか、あるいは、たとえばお酒を飲み過ぎて起つたものか、白血球が減つたのかといふことを判定する科学的な基準といふものは、非常に困難であるといふことがすぐ出てくるということでありまして、それから、御承知の通り、放射線障害といふのは、非常に後発的な性格を持つていて、あるいは潜在的な性格を持つていて、あるものであるといふことでもあります。つまり、ある事業所に働いておつて、そうして、たとえば十年なり二十年たつて、違つたところに働いておるときにその障害が起る。これは、広島の大原先生もおっしゃつた通りであります。非常にむずかしい問題が存在するわけでありまして、それから、最大の障害は遺伝的障害でありまして、これについて不安があるわけでありまして、こういうような点を、具体的にどうすればいいかといふことは、紛争審査会を設けるということだけでは書いてないのでは、この法案で、實際上完全にはわれわれが求償できると言われましても、事実上は補償されない。補償するといふ立法者の善意を信じますならば、当然こういう事柄について、もっと具体的にさういふ事項が入らなければならぬのではないかと、いふのが、私どもの考え方でございます。

それから第三に、東海村の村民としましては、現在、東海村におきましては、御存じのように、原子炉並びに原子力施設が非常に集中しております。さらに、そこへ、たとえば材料試験炉であるとか、スイミング・プール

であるとかいふような、計画中の炉があるわけでありまして、それから、われわれの研究所において、幾つかの臨界集合体も作つていかなければならぬといふ問題もございまして、それで、その点に關しましては、われわれは、もし適当な敷地があるならば、もっと疎開して、今後計画する炉については、当然別のところに置かるべきではないかといふふうに考えているわけでありまして、と申しますのは、この七ページに書いておきましたけれども、いわゆる重複効果、原子力委員会の安全審査委員会において、原子炉は一つ一つについて審査をいたされるわけでありまして、そして、もしかりに、たとえば最大許容線量限界といふようなものを考えたといつたしまして、それが十分の一以下であるから安全であるといふような審査をされておるわけでありまして、それがほんとうに十分の一であつたとして、十基の炉が集まれば一になるという簡単な計算をおやりになる機関も、あるいはさういふ考え方も、今まで全然ないといふことでもあります。ですから、これは事故のときではなくて、平常運転のときに、すでに許容量をオーバーするような事態が間もなく起るというやうなことに對して、われわれ原子力研究所員も村民も、非常な不安を持つていていふことを、この委員会でも申し上げたいと思つております。

それから、御承知のように、東海村のすぐ隣には前渡の射撃場がございまして、それで、この返還の実現につきましては、われわれの労働組合も科学技術庁長官等に対して請願書を出し、あるいは村民も返還の運動を進め

ておるわけでありませうけれども、この返還は一向に実現しておりませんし、模擬爆弾の投下がたびたび繰り返されていっていることは、新聞紙上などでよく報道される通りであります。それから、原研上空の飛行制限というものは、新聞には出ませんけれども、われわれそこに住んで実際に仕事に従事しておる者から見ると、全く守られていないということがあります。いつも飛んでおるといことが実情なのであります。このような点から考えまして、せっかくの、万一起り得べき原子力損害に対して賠償しようというような提案理由の精神を空文としないためには、次のようなことを、この法案に先だつてやっていたかなければならぬのじゃないかというものが、私の意見のおもな内容であります。

第一は、原子力事業者以外の第三者の方々による放射線の常時監視機関を設けていただく必要がある。そうでないと、事故が起こったかどうかがかからないということになってしまふのであります。そして、それをまた直ちに住民に通報するようなシステムが必要であらうということでもあります。これは、皆さんもよく御存じのウィンズケールの事故の場合がそうであつたわけでありませう。三日間燃つて放射能が煙突から出てしまつたのであります。むしろ、こういう場合には、むしろ、われわれ原子力研究所にはモニタリングのシステムがござりますが、原子力研究所員だけがわかつて、自動車に乗つて逃げたまま、そして、村の人は残されて、原研の所員がみんな逃げにくけれども、何だろやというようなくとであつては、この法案は、おそらく

全く立法者の精神に反する、とんでもない社会的不安を引き起こすに違いない。ウィンズケールのような事故が、先ほど大屋先生も申されましたように、原研の被害を受けた方が国において起こりまじたらば、それはおそれるべきでない、この法案に書いてあるような社会的動乱になりかねない。その点、私、これは原子力研究所の従業員として、原子力研究所の健全な発達という点から非常に心配するわけでありませう。むしろ、こういうようなことにならないよう、そういう賠償法案を作つていただきたいということなんです。

それから、原子力施設付近の住民の線量管理を直ちにやうなことであります。これはICRPの勧告によりまして、付近周辺の住民といふものはどの範囲まで入るかといふことは、いろいろな議論もあると思ひますけれども、とにかく、特殊グループに入る住民であるし、この人口を減らすといふような措置も直ちにやらなければならぬのでありますけれども、それはあとで申し上げますが、とにかく、いる者に対しては線量管理を行なつておかなければならぬはずであります。すでにICRP勧告を尊重するといふことはきまつてはいるはずだと思ひるのであります。

ただうわさだけが飛んで、その方面の、たとえば、東海村のイモは放射能が多くて食べないのだというやうな形のとときに、かりに紛争審査会に持ち込んでも、おそろく紛争処理をおやりになる方が立ち往生してしまふだろう、そういうことにしかならないといふことを私は心配いたします。

それから、われわれ原子力研究所の労働組合は、コールドホール炉の設置に対して反対の態度をとつたわけでありませう。それは、すでに東海村に原子力研究所が置かれたといふことが、第一にコールドホール炉をそばに持つてくることに反対の一つの理由であるといふことがあつたわけでありませう。しかし、これは国会の審議その他を要しまして、とにかく原子力委員会の方でおきめになつたわけでありませう。おきめになつたといふことは、今度は次にやらなければいけないことは、当然原子力施設の周辺を整備し、とにかく人口密度が極力一八ページのところで強力と書いてありますが、これは極力の間違ひであります。極力減少するやうな措置を当然やらなければならぬのじゃないか、いわゆる人口排除区域を設けなければならぬのじゃないかといふことが出て参ります。特に放射線障害に対して影響が大きい乳幼児であるとか、児童、婦人等については、特別の配慮をする必要があるといふふうに考えます。

それから、第五番目に、万一事故が起きました場合に、そのときに、先ほど申しました通報体制を確立する必要があるとあります。それは気象の条件などによりまして、当然避難する地域、区域等が変わつてくるわけでありませうから、そのやうなことに応じた幾つかの想定を行なつて、撤退措置が迅速に実施し得るやうにしておかなければならぬ、そして、その撤退が、また有効に行なわれるやうな輸送機関あるいは道路といつたやうなものを、かねがね十分に整備しておかなければならぬはずであるといふふうに考えるのであります。そういうしなせんと、一つの話を上上げますが、この撤退措置を實際どういふやうにやるか、これは御存じのない方もあるかと思ひますので申し上げますと、原子力災害の場合には、一番先に子供と女のひとと若い青年男子を逃がします。そして、お年寄りが一番最後になります。このやうなことを私は非常に心配するのであります。今までの日本の、特に村なんかのいわゆる道徳習慣と申しますか、それと全く反した措置をやはりやらなければいけないわけでありませう。それは放射線による最大の影響が遺伝的障害であることから、当然出てくる結論でございます。そういうやうなことを有効に実施しなければいけないといふことであります。でありますから、このやうな措置を實際にやるといふことは、相当大へんなことでありますけれども、できないことではないと私は考へます。これをやりますためには、原子力事業者あるいは原子力委員会といふものが、現在原子力を推進する立場と、原子力の使用を規制する立場とはつきり相反する二面の立場を持つてゐるわけでありませうけれども、これを切り離さなければいけないと考へます。ラッパさんの言葉をかりますと、あたかもどろぼうと裁判官を同じ席に並べておくやうなものだといふことを

申しおられるのでありますけれども、やはり、そういう国民の健康について将来非常に長い世代にわたつて影響を及ぼす遺伝的影響を監視すべき、そのやうな保健に責任を持つた、そういう国家機関でないか。また、それに對して地方自治体がどのように協力するかといふことは、当然なされるべきではないかと思ひます。こういうものは、たとえば、このやうな賠償法案を作ります前に、当然行なわれるべきではないかといふふうに考へるのであります。そして、こういうやうな措置をきめていきます場合に、昨日、私、伏見先生の話を傍聴したのでありますけれども、これについてはあとで申し上げますが、原子力施設の科学的な事故評価並びにそれに基づく合理的な安全基準の確立を、どうしてもやらなければならぬのではないかと私は考へます。そうでなければ、具体的な措置をとることはほとんどできなくなりませうから、科学的な事故評価と、それから、安全基準の確立をまず先だつてやらなければいけない。きのう何つたところでは、原子力委員会の安全基準部会においては、まだその結論を出しておられないばかりか、お出しになる意思もないやうに承つたのであります。が、これでは、われわれ住民の不安は大へん増したわけでありまして、これは非常に信用しがたい、困るというところが率直な感情でございます。

それから、放射線による事故といふものは、あらゆる規模のものが起こり得るわけでありまして、これらのうちのあるものは、いろいろ委員から御指摘がありました通りに、その社会的な

影響がきわめて広範である場合が含まれてくるわけであり、小さい事故もあり得ます。非常に大きな事故もあるわけでございます。それに対しては、それぞれの規模に応じて適切な措置がとられなければ、深刻な社会的影響が生じ得るわけであり、また、逆を言いますと、措置が適切であれば、被害を小さくできるということも申し上げられるわけであり、このためには、理由もなく安全だと言うのは間違ひでありまして、原子力というものは、あるいは原子力施設というものは必ず伴っている危険というものを正しく住民に知らせ、これに対して起こり得べき被害をできるだけ小さくするように、具体的措置を、少なくともこれは立法措置によって確保していただきたいというところであります。そして、そのあとに、この賠償法案というものが当然必要になってくるものである。それでなければ、空文となるということを私申し上げまして、一応意見とさせていただきます。一応意見

ぜひこれを通してもらいたいというお気持は、われわれもよく理解できるわけであり、この法案の第一条に、目的が書いてあります。それには御承知のように、「損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」というように、直に申し上げて、それは、私率直に申し上げて、そのお気持はよくわかるし、その御趣旨に沿った法律であるというところについては疑問の余地はないと思うのですが、この法案自体の目的は、原子力事業の健全な発達というものは従って、実は被害者の保護ということが主目的にならなければならぬ。このことは、原子力委員の有沢先生も非常に強調しておたわけですが、私どもも、この法案を検討していく過程で、いろいろ審議をすればするほど、何か主目的の方が従になつてしまつて、原子力事業の健全な発達というものが大きく表面に浮かび出てきているのではないかと、こういうような印象を非常に強く受けているわけであり、そのことは、結論的に言つて、原子力産業の健全な発達に資するゆえんではないのではないかと、こういうお気持で御質問を申し上げるわけなんです。この法案というものは、最後に、この法案というものは、どうしても原子力産業の健全な発達のために、日本における画期的な無過失集中責任制度というものを表わした法律であるから、ぜひ通過をはかつてもらいたいという御趣旨の結論であつたと思ひます。

でも、私は地元の関係もございまして、やはり住民の不安な気持はよく理解できるわけ。このことは、ひとり東海だけの問題でなくて、今後起こるべきあらゆる原子力発電炉の問題、あるいは実験炉の問題と共通する問題であるという点で、結論だけを申し上げたいのでござい。今、中島さんからも若干の御意見がありまして、住民の平常の健康問題の問題、あるいは最大許容量というものはどうなるのだ、あるいは事故の認定を一体どこでやるのだ、一体どこから補償するのかという基準が全然きめられていないし、さらに、周辺整備の問題も、提案される形になつておりながら提案になつていない、その前提が満たされないから、一体、この原子力損害賠償法案でもって自分たちが保護してもらへるのだらうかという不安を、最近非常に強めつつあるように私は感じているわけ。そういうことは、結局は原子力産業の健全な発達に資するゆえんでないのではないかと、従つて、これは産業界の立場に立つて大屋先生がおっしゃつたわけでありまして、産業界としては、ぜひこの法案を通したいというお気持は私もよく理解できますが、その健全な発達のために、どうしても住民の不安を除くのだという、あと一歩突っ込んだものの見方をしたい。これは産業界の意見だけを取り入れたものだといふ、勘ぐつた見方かもしれないが、それを裏書きしたような印象を受ける危険が非常に強いと思うのです。それで、申し上げたいのですが、今申し上げたような前

提条件が満たされない形では住民は満足できないし、非常に不安だ、その不安を何とか除去しなければいかぬじゃないかという積極的な御意見が産業界の中から出なければいかぬと私は考えるわけですが、その点についての御意見を伺いたい。

○大屋参考人 今度の法律の目的が、第一、第二という順序で書いてありますけれども、これはまことに紙の裏表のようなものであつて、片方が大事だというより意味で私は申し上げたつもりはないわけであり、あるいは文章の表現で、そんなふうに聞こえるかもしれないけれども、その重要さは、放射能障害の防止というものと、とにかくその方が前提になつて、それがやがては事業の健全な発達というものに結びつくというふうにお考えになる方が、むしろ常識的であると思ひます。しかしながら、法律の表現はこういうふうになつておるのであります。健全な発達を第一目的とするようになつておりますが、私たちの考えでは、同じものではないかというふうに考へておるわけであり、

○石川委員 産業界の立場に立ちますと、そういう御意見になるだらうと思ひますので、大屋さんの立場では、そういう御意見になるだらうと思ひます。私は、率直に申し上げて、地元の関係がありますから、住民の素朴な意見としては、そういうのはなんだけれども、原子力産業の発達ということでは二の次であります。何としても、自分たちが安全であるかどうかということが重点になる。また、私、国会議員の立場からすれば、もちろん、原子力の健全な発達を遂げられることを心から望んでおるわけでございます。しかし、この法案は、少なくとも、第三者の損害を補償するのだといふことがあつて、主目的である、そういうことによつて初めて原子力の健全な発達を期待することができるようになる、そういう関係において、この法案の趣旨は貫かれたらなければならない、この法案については、どうもそう考へざるを得ないわけ。特に地元の住民の気持

○山口委員長 質疑の通告がありますので、この際、これを許します。石川次夫君。

○石川委員 大屋参考人に伺いますけれども、原子力産業会議は、前から熱心にこの法案の通過をはかる立場に立つておられるということは了解をいたしております。先般、日本原子力産業会議からのパンフレットをいただきましたが、これによつても、不備な点、また非常に不安な点はないでもないけれども、原子力産業の発展のために、

○山口委員長 以上で参考人各位からの御意見の発表は一応終わりました。

○山口委員長 質疑の通告がありますので、この際、これを許します。石川次夫君。

○石川委員 大屋参考人に伺いますけれども、原子力産業会議は、前から熱心にこの法案の通過をはかる立場に立つておられるということは了解をいたしております。先般、日本原子力産業会議からのパンフレットをいただきましたが、これによつても、不備な点、また非常に不安な点はないでもないけれども、原子力産業の発展のために、

○山口委員長 以上で参考人各位からの御意見の発表は一応終わりました。

を代表すると、そういうことになりま
す。従つて、産業会議の立場では、や
はり同じような、前提となるような事
柄については、重大な関心をお持ちで
あるとおっしゃっておるようでござい
ますけれども、しかし、何とかこの点
を——まあ、産業界とすれば、それ
は、もちろん自由になるということは
私もわかります。率直に言つて、わか
ります。わかりますけれども、それで
は、目的とした原子力産業の健全な発
達が今後非常にむずかしいことになるのじや
ないかと、いろいろなことを考へて、施
設ができたというところを考へて、こ
のことにについては、大いに産業界を
代表して、政府の方も賛助をするとい
う意思表示といひますか、そういう意
欲があれば、勢い、住民あるいは国民
もこれに対して協力的なことになる。
従つて、ひいては原子力産業の健全な
発達に資することになる。そういうこ
とで、ぜひ積極的に、こういう点につ
いての前提条件を具備することに極力
御協力を願ふなければならぬ。それで
なければ、なかなか所期の目的は達せ
られないと思ひますので、これは要望
として申し上げます。しかし、われわ
れは、この前提条件が具備されないか
ら、この法案は絶対反対だといふよう
なことを言おうとしてゐるのではあり
ません。少なくとも、形式的には非常
に進歩した法案であるという点も認め
ておりますし、何らかの形で、損害賠
償、災害補償を受けなければならぬの
だといふ、この住民らの素朴な気持ち
も尊重しなければならぬということも考
へておりますが、なかなかこれだけで
ほんとうに効力が発生できるかどうか

という点については、どうも疑問の点
があるわけでありまして。
次いで、中島参考人に御質問を申し
上げたいと思ひます。中島さんには、
わざわざ村会の方の対策委員会がある
は原子力の従業員の方々といふいろいろ
討じて、丁寧なパンフレットまでいた
だいて、心から感謝いたします。まこ
とに原子力はむずかしい学問で、私は
しろろとの質問で恐縮なんでもござい
ますが、率直に言つて、原子力につい
ては、若い科学者の意見をどこまでもま
ず第一に尊重すべきであるといふ点
で、中島さんから率直な御意見を伺
たいと思ひます。
それは、原子力の安全基準がなか
かでないという答弁がきのう伏見教
授の方からあつた。原子力の安全基準
を一つ一つの原子炉についてはやるけ
れども、それが重なり合つた場合の基
準がどうなるかといふことは、全然おっ
しやつておりませんでした。一つ一つ
の安全基準については、近いうちに何
とか信頼性のあるものができたらう
といふことはおっしゃいましたが、そ
のあとのものは非常にむずかしいの
だといふことだけで、そのできる期日な
どについては全然答弁をされなかつ
た。これはまことに住民としては不安
なわけでございます。それでは、放射
能をどこまで浴びても、一つ一つの原
子炉の安全基準さえ確立されておれ
ば、どんなに重なり合つて、全体の常
識的な許容量をはるかにオーバーして
も、それでかまわないのかといふ不安
を持たざるを得ない。そこで、中島さ
んにお伺ひしたいのですが、安全基準を
早くきめるべきだといふ、非常に強い
御主張があつたようでございますけれ

ども、一体、きのう伏見教授がおつ
しやつたように、安全基準を作るとい
うことは不可能なことなのだろうか、
そういう点の見通しをございませう。
ICRPではいろいろの基準が作つてあ
りますが、きのうの伏見先生の御話で
は、三百ミリレントゲン・ア・ウィー
クといふようなことは非常に単純な見
方であつて、積分されたものでなければ
ならぬといふような、非常に学識
のあるところを説明されて、私たち
ちよつと了解に苦しんだわけござい
ますが、しかし、何とかわれわれでも
わかる程度の安全基準といふものがで
き得るというふうな気もするし、ま
た、できなければ、この法案をほん
うに生かして使うことは不可能ではな
いかと考へるわけでございますので、
その点の御意見を伺ひたいと思ひま
す。
○中島参考人 お答えいたします。
私も、昨日伏見先生のお話を傍聴さ
せていただいたわけでございます。私
なんかは、実は伏見先生なんかの御激
励によりまして、若い者はこれから原
子力をやらなければいかぬといふこと
で、原子力研究所に行つたわけなん
でありますけれども、その尊敬する伏見
先生がああいうことをおっしゃるとい
うのは、私非常に理解に苦しむような
御発言をきのうされていたと思ひので
あります。ただいま、率直に申し上げ
ろといふことでございますから、率直
に申し上げます。伏見先生がおっしゃ
つておられるのは、原子力自体の安全、つまり、原子力炉が置かれ
る、あるいは原子炉を操作する人であ
るか、体制であるとか、環境である
とか、つまり、私がちよつと申し上げ
した射線場があるとかないとかいうの
は、この第二の因子に入つてくるわけ
でありますけれども、その問題と混同
しておられるのではないかと、第一
に思ひの通りであります。そうして、第
一の問題については、これは非常にむず
かしいことが、先生のおっしゃる通
り、たくさんあるわけでありまして。こ
れは非常に皮肉な言い方になりますけ
れども、そういうふうになつてしま
うとがたゞさあるから、私のおります
原子力研究所が必要なのだらうと私ど
もは考へてしまつたら、原子力研究所
は必要でないわけでございます。そ
ういふことをまず申し上げなければなら
ない。そうしますと、現在わが国に
ことがあつたといふことに立つて、確
かに議論は定性的ではあるけれども、基
準といふものは、だから逆に、もつと
厳格に、敷地なり、あるいはその管理
の体制なり、あるいは万一事故が起
こつた場合の処置の方法といふこと
をやつておかなければいけないとい
ふことになるのは、当然のことであら
うといふことではあります。敷地の問題に
例をとつて申し上げますと、たとえ
ば、ここに一平方キロ当たり一人の人
間が住んでゐるところと、三百何十人
間が住んでゐるところと、東海村がそ
うありますけれども、そういう二つの
敷地があつたときに、どつちへ原子炉
を置いたらいいか、大きな動力試験炉
を置いたらいいかといふことは、これ
は科学者の間でも意見の相違のない自
明の事柄であるわけでございます。そ
の点につきましては、すでに一九五八

年四月の学術会議の総会で、政府に対
して、原子炉の安全性についての申し
入れをしてゐるわけでありまして。その
内容といたしますのは、「原子炉とその
関連施設の設置場所についての安全基
準を検討すること、設置地域の計画に
ついて基本方針をたてること」とい
うことを言つておるわけでありまして。
以下、設置場所について安全基準に合
うかいかの調査を、必要に応じてみ
ずから行ないし、審査すること、あ
るいはハザード・レポートの審査を行
なうことを、それから、安全監視機構
を整備しなければいけないといふこ
と、それから、原子炉及びその関連施
設の設置後の安全対策の検査と監督、
それから、保健物理学者を大量に養成
しなければいけないといふ問題、それ
から、万一の事故が起つた場合の救
援対策について、基本的な問題点を整
理し、対策を考へておくこと、それか
ら、災害が起つた場合の補償に關係
した問題、そういう問題を総合的に
取り上げて考へなければいけないとい
ふことなのであります。つまり、端的
に申し上げますと、敷地が安全装置にな
るという言葉がございましてけれども、今
の私の御説明で御理解いただけるので
はないかと思ひます。ですから、私が
きのう非常に不安になりましたのは、
安全基準を作らない方がよいといふよ
うな議論を先生はされておつたよう
であります。これは大きな間違ひでは
ないかと思ひの通りであります。われわ
れがやる科学や技術の問題では、実はわ
からないことの方が常に多いのであり
まして、たとえば、皆さんが今いらつ
つしやるこの国会議事堂を例にとつて申
しますと、この中でコンクリートと鉄

を代表すると、そういうことになりま
す。従つて、産業会議の立場では、や
はり同じような、前提となるような事
柄については、重大な関心をお持ちで
あるとおっしゃっておるようでござい
ますけれども、しかし、何とかこの点
を——まあ、産業界とすれば、それ
は、もちろん自由になるということは
私もわかります。率直に言つて、わか
ります。わかりますけれども、それで
は、目的とした原子力産業の健全な発
達が今後非常にむずかしいことになるのじや
ないかと、いろいろなことを考へて、施
設ができたというところを考へて、こ
のことにについては、大いに産業界を
代表して、政府の方も賛助をするとい
う意思表示といひますか、そういう意
欲があれば、勢い、住民あるいは国民
もこれに対して協力的なことになる。
従つて、ひいては原子力産業の健全な
発達に資することになる。そういうこ
とで、ぜひ積極的に、こういう点につ
いての前提条件を具備することに極力
御協力を願ふなければならぬ。それで
なければ、なかなか所期の目的は達せ
られないと思ひますので、これは要望
として申し上げます。しかし、われわ
れは、この前提条件が具備されないか
ら、この法案は絶対反対だといふよう
なことを言おうとしてゐるのではあり
ません。少なくとも、形式的には非常
に進歩した法案であるという点も認め
ておりますし、何らかの形で、損害賠
償、災害補償を受けなければならぬの
だといふ、この住民らの素朴な気持ち
も尊重しなければならぬということも考
へておりますが、なかなかこれだけで
ほんとうに効力が発生できるかどうか

筋とが反応して、そのメカニズムは物理的にはわかっていないことが多いというところが申し上げられるわけでありま

す。だけれども、この国会議事堂は安全で、何もこれが落ちこちるだろうという心配をしておられる方は一人もないだろうと思えます。これはなぜか

といますと、そこに安全係数というものが当然かかっておられるわけでありま

す。学術会議のわれわれの同僚が申し上げたことは、敷地がそういう安全係

数のかわりをするのだというふうに御理解願えればいいのであります。こ

ういうことがだんだんわかってくれば、たとえ、次に、それでない、こ

こまでは大丈夫だという線が、だんだん科学が発達するほどわかってくるで

あらうということを言つてよろしいのであります。

それから、今度の損害賠償法では、たとえ、五十億円というようなこと

を言つておるのであります。コールド・ホルの審査のときに、電源開発

の大塚君がコンテナのことを熱心に主張していたのを思い出したのであり

ます。そのコンテナの価格は、たしか彼の算定によれば十五億ないし二十

億程度のものではなかつたかと思いま

す。そういうものをつけることによつて——つけた方が、私企業の場合でも

科学的な得になつてくるという関係が出てくる。それが原子力のむしろ健全

な発達の方であるというふうに私も

もが考えておることを申し上げたいのであります。この点、また御質問があ

ればお答えいたしますが、一応それによろしゅうございますか。

○石川委員 非常に素朴な意見を申し上げて笑われるかもしれませんが、東

海村の住民は、これからコールド・ホルというものができるし、実験

炉、試験炉も原研に集中して、世界に類を見ないことだというふうなこと

で、一つ一つの原子炉の安全性は安全審査部会でも通つておりますが、

重なり合つたらICRPの基準量をはかるかにオーバーしてしまふのではない

かという、全く素朴な感情でございま

す。これは一体どういうふうにごらんになるのかということをもつ一つ伺

たい。

あと二、三ありますので、まとめて質問したいと思ひます。中島参考人

は第二者と第三者を兼ねてこちらへ参

考人としておいで下さつたわけであり

ます。第二者のいわゆる原研の従業員として、おそらく労働組合と原研の理事者との間にいろいろな交渉をして、

第二者災害補償の問題について話を進めておるのではないかと私は想像する

わけでありま。第三者の法案が出ま

す。実際にどういふ程度の補償になるかわかりませんが、第三者の方が、

常識的に見て、第二者よりも厚く保護を受けなければならぬ性質のものでは

ないか。もちろん、これはそう分けるという考え方がおかしいかもしれませ

んが、従業員の場合には、それによつて生計を営んでおるのだということ

で、ある程度覚悟をしておるという立場だろ

うと思ひます。第三者の場合には、全然予期しておらないところへ

持つてきて、そこで事故が起こつて災害を受けたということになると、天災

というよりも、人災という格好でありま

す。住民の方が、第三者に対しては、付近されてしかるべきものであると、常識

的に考えざるを得ないわけでありま

す。そうしますと、第二者としての立場で交渉を進めておつて、ある程度

のめどがついたというふうな仮定をいたしま

す。さて、損害賠償法案によつてどの程度の——実際の事故が出ま

せんとなかなか算定がむずかしいのであります

が、第二者として確保されるべきいろいろな補償、これは非常にむずかしい

問題ではございすが、これは第三者の方が高くてもいいというふう

に私は考えます。その点について、原研の従業員として、あるいは労働組合とし

て、どうお考えになつておるか。それから、事実具体的にとどの程度進んでお

るかという点について、一つ経過と見解をお知らせ願ひたいと思ひま

す。これが第二点であります。

あと一つは、非常に素朴な質問になりますけれども、この事故があれば、

当然避難をしなければならぬということになります。退避訓練をあれ

そどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、

退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれ

どこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、

退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれ

どこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、

退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれ

どこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、

退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれ

どこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、

退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれ

どこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、

退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれ

どこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、

退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれ

どこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、退避訓練をあれどこでやらうか、

う伏見先生が申し上げましたように、判定の基礎になる安全基準が出されていらないのでは、これは困るということ、私は申し上げたいのであります。それから、一番大きな問題は、現在ある環境ということで申しますと、射撃場であります。この射撃場の問題を一日も早く解決してほしいというふうに考えております。

それから、次に御質問のありました
 第三者補償の問題でありますけれども、
 第三者補償につきましては、お手
 元に、やはり第三者の、つまり、従業
 員の安全保障及び補償についての原研
 労働組合の基本的な考え方をまとめて
 ございます。これは石川先生御指摘に
 なりました通り、従業員というのは、
 特にICRP勧告からいたしますと、
 利害とのバランスという考え方しかな
 い。下限レムはない。つまり、それか
 ら利益を受けない者は一つも放射能に
 当たらないということにしなければい
 けないという精神からしますと、当
 然、石川先生がおっしゃったように、
 第三者の方がこれよりも十分でなけれ
 ばならないと思うのであります。第
 三者補償につきましてわれわれがやっ
 ておりますことは、私が最初の公述の
 ところで申しましたように、原子力放
 射線障害というものの特質からいたし
 まして、補償といふことを考える考
 方の第一前提は、とにかく、当たらな
 くていい人は所内でもできるだけ当た
 らないようにする、そして予備線量を
 たくさん残しておく、放射線管理を完
 全にしておくということが大前提にな
 って行くわけであります。そうした
 上で、どういうことが出てくるかとい
 いますと、予防補償という考え方、こ

これは新しい言葉でありますから、多少御説明申し上げますと、とにかく被爆区別はつけられない。ICRP勧告から申して、下限レムはないという考え方からして当然のことだと思えます。そうして、身体障害者が現われるかどうかということは関係なしに、直ちに予防補償を行なっておかなければならないという点が問題になってくると思えます。

第二点は、身体障害が生ずるような直接障害者、これは現在行なわれておりますが、労災保険のワクを越えた補償が当然行なわれなければならない。従いまして、さらに療養補償、つまり、医療費です、それらの問題については完全で、すね、それらの問題については完全に補償でなければいけないということであります。つまり、たとえば、治療の間にかかる身分上の損失といったものは、全部カバーされなければならないというように含めて、われわれは完全補償という言葉を使っておりませんが、そういうことであります。

それから、一番大きな問題であります。遺伝の影響については、第二補償の請求権利だけは保証しておく。具体的にどうするかということについては、われわれも数え切れないほどの問題がございます。これは社会全体でできるけれども、いかならない問題なのであります。しかし、少なくとも労働組合の立場としては、第二補償の請求権だけは確保しておかなければいけないというふうに考えております。

それから障害の認定及び判定は、完全に第三者が行なう。つまり、使用者が行なうてはならないということであります。そのために、事業所の中では、労使双方の対等の権利を持った委員から構成される審査委員会を作りまして、そして、それによって行なうという考え方でやらなければいけないわけです。以上の事柄は、実はすでに申し上げましたように、かなりの人口密度のあります東海村にわれわれ

の研究所があるということについての科学者の社会的責任という問題からいたしまして、第三者に対して非常に大きな責任があるわけでありまして、この点は、原子力研究所の当局者もさらに大きい責任を持つておるわけでありますが、対等の立場で第三者に対する責任を確保することが第一に必要であるというふうに考えるわけでございます。そのためには、外国の例にとらわれてはいけません。われわれの条件を具体的に、科学的に検討して、その独自の安全保障あるいは補償を考えていかなければいけないというのが、第二者補償についての組合の考え方であります。そして、以上の原則は、現在の理事者ととの間に意見の不一致はございません。原則的な問題については、相互の了解がほぼできております。そうして、今、当局側の委員と組合側の委員とで合同して答申案を作りまして、それを理事長のところへ出す、そして、当然、それは原子力局あるいは国会方面に、こういう原則に基づいた補償法を作っていたかどうかという点について、この段階になると思うのであります。が、さっきの御説明申し上げました放射線災害の特質からして、第二者補

償に於いてさえも、それくらいの補償は必要であるということは、少なくとも、原研の当局者までも認めざるを得ない明白な事実なんだということを御認識願いたいと思います。そうだといたしますと、第三者の問題は、石川先生のおっしゃる通り、さらに厳格なものではいけない、手厚いものでなければいけないというのが、われわれの考え方だということを申し上げます。

それから第三に、これに基づいて退避訓練を行なったかどうかというふうな御質問であります。これはまことに恥ずかしいことでありますが、原研の中においても、実は第三者補償の問題をわれわれは再三要求しておったのであります。始めましたのはCP5型、つまり、五十キロワットのおもちゃのような原子炉ではなくて、CP5第二号炉が動き出すことになって、防護隊を作らなければいけないということになって、初めて理事者側が真剣になりました。で、われわれと打ち合わせて作つたと

電話をかけてよいかわからない。三つも四つも電話をかけて、わけのわからない人がたくさん入ってくる。それを、そのときおりました研究員の常識的判断だけで工場を閉鎖しました。そうして、その結果、組合が災害の調査をやりましたときに、一体どれだけのウランが燃えたかということもわからないような始末であったということであります。それに対して所側の方は、これは小さな事故だということばかりを言いまして——これはおそらく、局あるいはその他の御意向を非常におそれたのだろうと思うのでありますけれども、われわれは、新しいことをやっていく以上、ある程度の事故は必ず起こる、それを今後の経験として生かさなければいけないということを組合は主張したのでありますけれども、それは全く無視された。そのことが、現在第二者補償の問題として、ようやく所内の意見一致を見ようとしている段階だということをお願いしたいと思っております。

○石川委員 あと一回、念のために伺います。きのう私が伏見参考人に対して、原子炉が複数以上設置される場合の重複効果について伺いましたところ、明確な答弁がなかったわけであります。さらに、昨年、大塚参考人だったと思いますが、伺いましたところが、集中の限度については、学会としても定説がないので困るのだというふうなお話がありました。今のお話ですと、非常にむずかしいことはよくわかるけれども、作らなければならぬ。住民の素朴な気持から設けなければならぬ、こう思うのです。それ以上に、作ろうと努力をすれば何とかでき

ものをその面からつまずかせてしまふといふようなたぐいのものにするおそれがあるわけでございます。従つて、ある程度の確率の小さな事故に對しましては、私たちは、それを、確率というものと、それから事故の大きさというものをかけ合わせたような量で判断すべきものであるといふふうに考えられるわけでございます。もし、その原子炉の事故というものが、よくしろうとの方々が御想像なさいますように、原子爆弾のようなものでございまして、それが爆発いたしましたときには何十万という方々が一時になくなつてしまふといふような、そういうたぐいの潜在的な事故でございすれば、これは確率が実はいかに小さくても、そういう装置といふものは許さるべきものではないといふことになると思ふのであります。幸いにしてそういうふうな取り返しのつかない事故といふようなものは、現在の原子炉では全く起こらないと斷言してよろしいわけでございます。原子炉の事故で相当大きな災害が起ると申ししましても、そういう意味での災害ではなくて、非常に広範にわたつて放射能を浴びるといふ意味での災害といふものは、いつも問題になるわけでありまして、直接の爆発効果とか、あるいは焼夷効果といったようなことによつて、原子爆弾と同じような災害を国民に与えるといったような面は、全然私たちは想像しなくてよろしいわけでありまして、そういう、非常にまれであつて、しかも、それが起こりましたときに起る災害といふようなものが、ある程度の人々に許容量以上の大量の放射能を浴びせるかもしれない、そういう現象に對しましては、

それを絶対に起こらないようにするといふ技術的な工夫、そういうものは、もちろん絶えずしなければならぬわけでございますが、現在考えられる限りの技術の面では、それを最後のところまで絶對起こらないと斷言することが不可能なような状態に置かれておりますために、私たちは、そういうことが万一起つたとしても、なおかつ、国民のそういう被害者の方々にあつたら何らかの意味において補償するといふ、そういう手だてが必要になつてくるといふように考えるわけでありまして、つまり、考えられる非常に大きな事故が起りまして、そのあとで適切な手段を講ずることによつて、實際上の損害をなくすることができるよう、そういう事故であるならば、その原子炉は作つてもよろしいといふのが根本的な考え方ではなからうかと思つております。原子炉の安全審査をいたします場合の根本の精神といふものは、そういうところにあるわけでございます。非常に極端な想像をいたしましたれば、相当大きな原子炉の事故によつて相当広範囲に放射能をまき散らすといふことが考えられるのでございしますが、その場合にも、まき散らしたために、たとえば、その強い放射能を浴びたために即死なさるような方が莫大な数に上るといったような、そういう事故がほんとうに想定されるものといはしますと、私も、その原子炉を作すべきものでないと思ふわけなんです。作りますが、ただその放射能が降つて参りました場合に、たとえばある地域に住んでおられる方々に一時避難していただくといふような方法によつて、その方の安全性を守ることができ

るといふような、そういう程度のものではないと思ふならば、そして、そういうことが先ほど申し上げましたような意味においてきつめて確率の小さいものであります限りにおきましては、そういう事故を潜在的に持つてゐるような原子炉は許されるのではなからうか、そういうふうに考えております。問題は、そういう事故が起りましたときに、あとで、たとえば避難させるといったような、そういう手段によつて、要するに、とにかく全然お手上げになつてしまふといったようなことのないような範囲内で、物事をいつも考へていきたい、究極の手段といふものは、必ず何か手があるのだといふところに最後の力をこめて、私たちはそのことを考へていきたい、こう考へてゐるわけでありまして。

しかし、そういうことを私たちの頭の中で想定しておりますだけでは、實際そういうことが起りました場合に適切な措置がとれるかといふこと、第二の問題が当然起つてくるわけでございますが、それは確率の非常に小さなことではございすけれども、関東大震災であるとか、室戸台風であるといったような、そういう程度の災害であるかもしれないわけでありまして、そういうときに適切な手段がとれるように、ふだんからいろいろな意味で準備されていなければならぬと思ふわけでありまして、その準備の中の一つの手段として、こゝに補償保険といふような制度をお作り置き下さるということ、原子炉の安全性の最後のだめ押しをするといふ意味において適切なことであらうと思つております。

この法案それ自身につきまして、私は、保険の方のことについても、あるいは法律的な面につきましても、全然しろうとでございすので、特に細かい点についてどういふことを申し上げる資格は全然ないのでございす。ただ、二、三心づきました点を申し上げてみたいと思ふのであります。その一つは、放射能による損害といふことが、この法案の説明にもございすように、いろいろな意味で特殊な性質を持つてゐる。たとえば、だいたひたちまちから、その方の気がつかなくなつてから放射能障害が起つてくるといった、そういう特別な性格があるのでございす。そういう何年かたつてしまつてから放射能障害に当人が気づかれました、そこで初めて損害賠償を請求されるといったようなことは、そういう形でも行なわれないことはなほ、ある限度放射能を浴びられたといふことが客観的に証明される場合には、もうそのこと自身をもつて損害を受けたといふふうになさるということの方が、いろいろな意味で話をすつきりさせるのではないかと私は一応考へるわけでございます。このことは、そもそも原子炉の安全性を守ります上におきまして、一番根本になる放射線の被爆に關します最大許容量といふ概念がございす。その概念と通ずるものがあると思ふわけでありまして、最大許容量といふたようなものは、相当場合々々によつて実は変わるべきものでございまして、個人的にも差があるのでございまして、民族的な差があるかもしれないし、そのほか、いろ

いろなその方の健康状態とか、そういうことにいろいろ依存しておるべきものであつて、一がいには必ずしもきまらないものであらうと思ふのであります。しかし、それをきめずにおきまして、一切の事が非常に不安定になつてしまふので、一応最大許容量といふたような概念を設けて、そこで線を引いて、それ以上は被曝させないようにする、そういう基準といふものを作るわけでございますが、それと同じようなことを、もし損害という方についても適用するならば、何かこれ以上の放射能を浴びた場合には、それは放射能による損害を受けたものと見なすといふたような形に、もしなさいますならば、話がもう少しすっきりするんじゃないかという感じを受けるわけです。その点が一つ。

それから、もう一つは、補償の方の法律の第五条に「締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等を定める時までとする」といふことがあるのでございす。多くの原子炉が十分長い間使われまして、そして、もう原子炉が参りまして、そこで、もう原子炉が使えなくなるといったような時期がくるだらうと思ふのでございす。二十年から二十年という年月を過ぎて、そういう時期になるだらうと思ふのでございす。そこで、おそらく、その原子炉といふものは、それを使わなくなつてからどういふふうに始末するかといふことは、それまでの技術の発展によつてどう変わるか、もちろん、今日から予想するといふことは間違ひかと思ふのでございすけれども、しかし、一つの有力な考え方といふものは、その原子炉はそのまゝにしてほつ

ておくということではなからうかと思
うのでございます。非常に莫大な放射
能が内蔵されておりますものを、それ
を始末しようとしたしますと、かえつ
ていろいろ困難な問題をみずから作
り出すというおそれがないわけではな
いものでございますから、使い古しの
原子炉といふものは、いわば、そつと
ほつておくのに越したことはないとい
うことがしばらくは続くのではないだ
ろうかと思ふ。もし、そうであるとい
たしますと、原子炉が使用済みになり
ましてからも、相当長い間、その中に
は、原子炉が働いておりました場合と
同じように、潜在的な大きな放射能
を依然として持ち続けるわけござい
ますので、そういうものがどういふ
うに安全に保たれていくかということ
は、やはり相当真剣に考えておかなけ
ればならないはずの問題だと思いま
す。この条文の中には、もちろん、そ
ういふものの跡始末まで含めて書いて
あるのだらう、意味はそうであらうと
は思ふのでございしますが、原子炉の
持っている潜在的な危険性といったよ
うなものは、その原子炉が動いておる
ときだけではなくして、あとまでも長
く尾を引くものであるという点を、も
う少し明確になすた方がいいのでは
なからうかという感じを受けた次第で
あります。

それから、これは私が申し上げるべ
き筋ではないのかもしれないのであり
ますが、いろいろこういふ制度をお作
りになります場合に、国際的な視野と
いうものがいつも大事な問題になるで
あらうと思ふのでございます。日本独
自の考え方で非常にいい考え方が出
て、それがたとえ外国と違つておりま

しても、それで貫き通すということも
もちろん考えられるわけでありませ
うが、日本の原子力に關する考え方とい
うものは、とにかく後進国でございま
すので、多くの場合、外国の考え方
に従うという考え方がいろいろな意味
で無難であるということが多いだらう
と思ひます。それから、国際的にい
ろんなことが通念とされてしまつた場
合に、それと變つた考え方でもつて
物事を処置していくということは、い
ろんな意味で非常に話がむずかしい
なところがあると思ひます。たと
えば最大許容量といったような概念
は、非常に客観的な概念ではございま
せんので、日本だけ特別な最大許容量
といったようなものを考え、あるいは
概念そのものを変えてしまふといった
ようなことも考えられなくはないので
ございしますけれども、原子力という
ものは、ことにその安全性の問題は、実
は国境を越えて考えていかなければな
らない場合が今後しばしば起こるだろ
うと思ひます。原子力船がやってくる
場合にいたしまして、あるいは出しま
したその放射能の雲が隣の国へ行くこ
とといったようなことを考えまして、国
際的視野でいろいろなことを考えてい
かなければならぬだらうと思ふので
あります。こつちの損害賠償という
ものの面におきまして、その国際的
なやりとりというものが相当大きな問
題であらうと思ひます。そつちのし
ますと、ここに作られております法律
が、今できつつあるよその国の法律と
いつたようなものと、どの程度歩調を
合せていくかというような点を、さ
らによくお考え下すた方があるいは

いいのではなからうか、そつちのよう
な感じを受けるわけでございます。
非常に難題であります。この法律
をながめまして気づきました点を二、
三申し上げたわけでありましたけれど
も、冒頭申し上げましたように、原子
炉の安全性を守るといふ観点から申し
ますれば、こつちの損害賠償の法律を
作つていただくといふことは、それ自
身は、ぜひ必要な最後の安全性のため
押しという意味において非常に大事な
問題でございします。こつちの性格
を持ちました法律が早く確立されるこ
とを心から希望する次第でございま
す。

○山口委員長 次に眞崎勝君。

眞崎勝君 保険会社を規制してあり
ます保険業法に基づきまして、日本に
生命保険会社が二十ございします。そ
れから、同じく損害保険会社が二十ござ
いします。以下、私が申し上げますこと
は、損害保険会社の立場を含みつつ、
かつ、浅学ではございしますけれども、
保険学ないしは損害保険の理論という
ものがございしますから、その立場で、
ここに御審議されております二つの法
案に關連する点を申し上げます。

第一に、保険、主としてわれわれが
この法案に基づきましてお引き受けす
るわけですが、これは日本原子力保険
プールの通じまして、共同保険——各
社の社長がすべて一枚の保険証券に署
名いたします。その共同保険の引き受
けというものは、主として第三者に対す
る損害賠償の責任保険でございします
が、話をここに局限いたして述べてみ
たいと思ひます。

第一に、保険とは何か、あるいは損
害保険とは何かという立場にまず触れ

ますが、これは、やはり危険の分散と
いうことを本旨といたします。商法上の
会社企業でございします。そして、これ
は火災保険、あるいは船の保険、ある
いは海上輸送の貨物の保険、数十年來
発達いたしました損害保険でございま
すが、過去におきましては、統計学に
おいて採用されております大数の法
則、従つて、危険の、あるいは損害の
統計によつて保険料率も算定され、そ
して、たとえば保険証券で担保範圍を
広くする、たとえば汽車の一等に乗る
といふことは、保険料は従つて高くな
る、こつちの相関關係があつたわけ
でございします。

第二に、われわれの損害保険会社に
おきましては、引き受け能力の制限の
問題がございします。これは英語で保
険學上ギャンパシティーの問題、こつち
おきます。この問題を原子力保険の引
き受けに適用いたしますと、相当大
きな責任保険の金額をお引き受け申し
上げ、最高五十億円、さらに、これは
この法律に基づき引き受けでない、つま
り、原子力研究所の施設自体の財産価
値といふものが將來非常に高くなる、
また、原子力発電株式会社が建設され
つつあるあのコールドホール改良型
の原子炉の値段も、タービン・ハウス
まで入れますと約三百億円、これは原
子力メーカーと発注者である原子力発
電株式会社の間の契約書に従つて、
メーカーズ・クレジットに対する抵当
物件ともなります。従つて、財産保険
も必要になる。そつちのこともござい
ますが、かれこれ勘案いたしましたし
まして、引き受け能力の限度がそこ
にある、こつちの問題が一つございま

す。これは、ものの見方を裏返しにい
たしますと、たとえば、原子力発電株
主会社の某常務がある英國の権威者か
ら三年前に聞かれた話には、五マイル
以内に住む第三者あるいはその財産に
對する加害責任が、たとえば五十億円
以内、五百万ポンド以内である、こつ
ちの見え方をつけて英國の法律は成
立した、こつちの說明を受けておられ
たことも私覚えておりますが、要する
に、原子力事故の結果、周辺の住民、
その身体及びその所有財産に對してど
の程度の損害を与えるであらうか、こ
の可能性または蓋然性の予測の問題が
裏にあるわけでありませう。これにつ
いては、保険の側は五十億円まで受ける
といふことは多分いふゆるマキシマ
ム・クレディブル・アクシデントとい
ふ概念に即応できるのではないかと、そ
して、それで足りない部分が、この法
案におきます國家の援助、そつちの形
で救われるのじゃないか。さらに、國家
の援助の方式が、賠償責任保険証券の
制限金額五十億円といたしますが、五
十億円にプラスされるという現在の日
本の法案の行き方は、外ワク方式と通常
呼ばれておりますが、そのほかに、ア
メリカのブライス・アンダーソン法の
もと、あるいは西ドイツの原子力法の
もとにおける國家の援助あるいは國家
の補償が全体の金額の内ワクの中にあ
る、こつちのやり方もあると思ひます
が、これは、たとえば日本が將來參加
を予定されております國際原子力機關
の条約草案で、両方認める、この問題
は、別に大きな問題ではないと思ひま
す。

次に、第三の問題は、賠償責任保
險の問題でございします。これは賠償責任

法では、原子力事業者の責任になっておりながら、なぜ賠償責任保険証券で持てないか、そういう二つの間のギャップといわれているものがあります。これは、はっきり申し上げますが、地震、噴火のような大災害危険については、なかなか持てないのだというのを先ほど触れたわけでありました。それから、正常運転の危険も、これは非常にむずかしい問題でございまして、アルゴン四一が空気の逆転層にひっかかって住民の被害が生ずるであろう、それからもう一つは、海に盛んに廃棄物を廃棄処理するという慣行も必ずしもなきにあらざる、そういう意味で、これを持つて持たないかというところは非常に重要な問題でございまして、われわれの賠償責任保険で一応持てませんと申し上げたのは、これは国際原子力機関の条約草案でも、それから欧州経済協力機構の条約でも、ニュークリア・インシデント、原子力事故という言葉を使っております。事故がない場合に、一応賠償責任保険で持たせません、こういう意思表示をして参ったわけでございます。どうぞ一つこの点をお含みおき願いたいと思います。

あとは、民法上の消滅時効が、七百二十四条によりまして二十年でございまして、この責任保険証券では十年になつてゐる。これも条約草案及び条約において、すべて統一的に認められまして、おそろく、これはやはり保険会社の会計処理の問題、それから、保険学において、最終的な問題解決の基準であります事故と被害との間、原子力事故と原子力損害との間の因果関係の有無の判定がむずかしいのだ、こう思うのです。これも、幸いにして、補償契約法案に組み入れてあるのであります。残るところは、われわれは、核燃料の国際間の輸送の賠償責任につきましては、努力して持ちましよう、保険証券を新たに作つて持ちましよう、こう考えております。それから、先ほど触れましたように、商法における保険法が、保険事業者の故意のもの、あるいは保険契約締結の際に、保険料を決定する重要な要素について虚偽の告知をした場合、それから、実際に原子炉稼働中に非常に大きな事情変更が起こつた場合に、通知をしなければならぬ、こういうような商法の保険法上の義務違反、これは要するに、保険契約法上の債務不履行責任が入つてゐるわけですが、これを保険学上ブリーチ・オブ・ウォランティ、非常に確約保証したものに違反した、こういうふうによくいわれておりますが、その確約保証違反の責めの場合に、通常の保険であれば、これは被害者イコール物の所有者ですから仕方がないので、被害者が第三者である場合にどうするかという問題、これは、おそらく原子力御当局は、いわゆる主観的要因による契約の失効の場合の被害者をどうするかというふうに説明されたいと思つてゐます。これにつきましても、すでに御説明に相なつたと思つてゐるのですが、事実上起こらない。たとえば、故意による事故招致は理事者の決議のワタをはめて狭くする。それから、告知義務違反は、普通は全然起こらぬ。なぜならば、原子炉設置許可申請書の写しを保険プールの方にも見せていただく、それによつて起こらぬ。あるいは通知義務についても、通知

知をしていただく義務を制限していただく、原子炉の使用方法の変更、原子炉の設計及び構造の変更または改造、それから原子炉のモニタリング・システムの変更、そういうふうな三つ四つ制限することによつて通知義務違反を生ぜしめない、そういうふうな、事実上の作業をやることになつてゐる。こいねがわくは、この法案というものを、そのまゝあるいは十分に御審議の上、たとえ安慮であらうと難産であらうと、国際条約にのつたものであるという私どもの考えをおいれ下さつて御審議、御通過願ひたい、こう思つてゐるわけでございます。

○山口委員長 以上で、伏見さん、真崎さんからの御意見の発表は一応終わりました。質疑があれば、これを許します。——岡良一君。

○岡委員 伏見参考人に対しまして、先生は、原子力委員会の安全基準専門部会の部長をしておられますので、その立場から若干お尋ねをいたしたいと思つてゐます。

実は、この委員会では、この法律案が提出をされてからもしばしば強調されたことは、万一にても事故が起らない方がよい、また、起こつても、その事故による被害ができるだけ小規模でなければならぬ、してみれば、まず原子炉を設置する場合に、こういう立地条件に合致したという安全基準というものをすみやかに原子力委員会では作るべきだ、そして、たとえ万一の事故があつても、その被害を最小限度にしよつと、という心組がなければならぬ、であるから、この法律案の大前提は、やはり原子炉が万一事故を起しても、その被害が最小限度

であるべき安全基準というものをわれわれに示してかかるということが、この法の目的にも適するゆゑではないか、こういうことがしばしば強調されておつたわけでございます。また、先生は安全基準部会の部長をしておられますので、この点、率直にお尋ねをいたしたいと存じます。問題は、今申しましたような趣旨から、一体いつ安全基準に関する立地条件というものが設定されるのかということでございますが、どういふことになつておるのでございませうか。

○伏見康治君 お答えいたします。基準部会長を命ぜられましてから、率直に申し上げますと、私のやりましたことは、むしろいかにして基準を作らないかという努力をしてきたような感じがするわけでございます。それはどういふことであるかと申しますと、普通基準というものを考えます場合には、非常に末端的なことをお考えになる方が多いわけでございます。たとえば、その辺にプロパン・ガスならプロパン・ガスを何十気圧かに詰めてボンベを方々に運んでおるわけでありまして、ああいうものが破裂しないための検査基準といったようなものが当然あるわけでありまして、そういうときに、ボンベの材料について、あるいはその肉厚について、あるいはそれに傷があるかないかの検査方法について、そういうものについて基準が当然あつて、それによつて公衆の安全が守られてゐるんだらうと、私は詳しくは存じませんが、思つてゐるわけでありまして、そういう意味合いの基準というものを原子炉に対しても作つてしまおうという考えが相当びまんしてゐるのを見受けられたわけ

であります。ところが、原子炉というもの、ボンベのように、同じ形のもの、大體に作るということがまずないわけでございます。ほとんど同一形式の原子炉を大量生産するということがまずないわけでありまして、いわば、原子炉一つ一つが、いつも違つた原子炉を作つてゐるということに大體該当するわけでございます。従つて、たとえば原子炉のコンテナならコンテナを必ずつづけたら、そのコンテナの厚さを幾ばくにするべきであるかといった、そういう数字を出すということ、は、ほとんど話が通らないような事柄でございます。そういう意味合いでの基準、尺度といったようなものを、もし求めたとしても、ここ当分の間は、現実にできる原子炉に対してはほとんど役に立たないものになるのではなからうかと思つております。そのあらゆる原子炉の型について、また、あらゆる原子炉の出力について、そういうようなものを作るといふことができれば、もちろん、それはよろしいことでは、いましめられなくても、おそらく、そういうことは、あらゆること、何が意味するかに、よりましだけれども、ほとんどできない相談だらうと思つてゐます。一つは、つまり、原子炉にいたしまして、研究が進展するに従ひまして、どんどん新しい型のものが考案されてくるわけでございます。この数年、原子炉というものが、新しい型を作るといふことに対しては、あまりはなはしくなくなつて、大體落ちついてきたという感じもいたしますけれども、少なくとも、基準部会が作られましたところにおきましては、

まだ新しい型の原子炉というものが実際にできる可能性がございましたし、現に、たとえば立教大学がお作りになろうとしているような原子炉は、全く新しい型の原子炉として、私たちが勉強し始めた後に登場してきたものであるわけでありまして。そういうものに対しては、まあ、あらかじめ安全性の基準を厳格に作り上げたものを作っておくという事は、現実の問題として役に立たない道具を作っているということになりますし、また、そういう尺度を無理に作り出すと、その尺度に合わないものに無理に合わせるという傾向が出てくるということも考えられましたので、むしろ、あわせて基準といったものを作らない方がよいと考えていたわけでありまして。しかしながら、基準のまた底にあるべき基準といったようなもの、つまり、ほんとうの根幹になる基準といったものは、これは早く確立しなければならぬと考えておいたわけでありまして、基準部会の一番大きな仕事は、いわゆる最大の許容線量という概念を確立することであつたと思ふのであります。この基準の根幹になる基準を定めておけば、それを一々の場合に適用していく、そういう方途というものは、相手の原子炉に応じていろいろさまざまに変わり得るわけでありまして、その最も根幹になる尺度をさしつかかりしておけば、それをいつでもよりどこに於いて、相手によりましているいろいろな尺度のあてがいをししていく方針で事がきめられるはずであります。つまり、安全審査ということをやするやり方、機構といったようなものと、その一番根本になる数字、最大許容線量といったような数字、その二つを確立

しておけば、相手がどんなものが出て参りましたも、それを正しくこなしていくことができる、そういうのが私たちの考え方でございます。これは、実際私たちがそういう態度をとつたということが、日本だけが孤立してつたというわけではなかつたと思ふので、現に、立地条件に関する何か基準といったようなものを作れということでは、何も日本ばかりではございせんのでして、どの国でも求めざるを得ないとおつたものと見えます。アメリカの原子力委員会が最近になつて提示いたしました立地条件といったようなものもございまして、それも二年前に一べん出しましたものを、いろいろな世間の批判を浴びた上でもつて一べん引つ込めまして、再び二年の間の勉強の上で、あらためて出したようなものでございまして、それにいたしました。その本文というものを、ごらんになりますと、要するに、原子炉の立地条件を定める際の、いわば、こういう点を考慮しなければならぬのだという問題点と申しますか、問題点のいろいろなものが列挙してある。そういういろいろな問題点についてそれぞれ審査すべきであるという、いわば条目が並んでいるだけでございます。たとえばエクスクルージョン・エリアという概念はあります。エクスクルージョン・エリアの半径というものを一元的に定めるといふことはしてないわけでありまして。アメリカのAECの出しましたいろいろな数字が出てはおりますが、その数字は付録として出ています。ただ、その数字は、一つの例示として出しているだけでございまして、あの数字をいふしやくし定本

に当てがわなければならない、そういう数字であるというふうには私たちが了解してないわけでありまして。ある特別な仮定、たとえば、放射能の中の希ガスの部分が全部放出されるといったような仮定を置いた上では、たとえば、こんなような数字が出てくるという例示としての計算例はあるわけでございますが、そういう例示的な計算をすべての原子炉にいきなりそのまま当てはめるといふことはなくして、それぞれの原子炉に応じて、その原子炉の特色を考慮に入れて、それに似たような計算をして、エクスクルージョン・エリアをきめていくということとが示されているだけでございまして。エクスクルージョン・エリアそのものは否定されてないと思ふのでございまして。もし、立地条件の基準といったようなものを、そういうやや抽象的な、つまり、ある意味では安全性を守るための方針といったようなものだけで御満足いただけますといたしますと、私たちの方の勉強もそれほど進歩してないわけではございせん。その中で、割合に近いうちに、そういう意味での、やや抽象的な形で立地基準といったようなものを、どういふところに原子炉を置くのが好ましいといったような意味でのものもございまして、ならば、作り上げることが実際できるだろうと考えておるわけでありまして。

○岡委員 原子炉の設計とか、あるいは燃料の規格とかいうようなものは、やはり現在の原子力の開発段階では、より安全な原子炉へという方向に当然進んでいるであらうし、また、いかなければならぬと思ふますが、後段に言われた人口の問題、真崎さんは、先ほど、たとえばアルゴン四一が出て、気象条件で逆転層が存在したような場合には、これは保険からははずれるのです。

○真崎勝君 はい。正常運転の場合、補償契約法案で持っていただけのようにできております。

○岡委員 そういふように、気象条件というよりも、やはり補償契約で補わなければならないというように、ことになつておるわけですね。

それから、人口問題は、これは東海村の現場を御存じの方は、これに心配しておるのでもございまして、行くたびに人がふえておる。周辺に家が立て込んできているわけですね。しかも、東海村の立地条件、少なくとも、コールドホールに關しては、ファーマー報告の四つの条件のうち、一つを満たしておるというふうな状態にあるわけでありまして。そういうふうなことから考へますと、私は、この安全基準部会が、技術的な安全性ということについては今後の研究と開発に待つといふとして、今は、気象問題とか、人口問題というふうなものについては、当然明確な結論を出されなければならぬ。特に広島や長崎の経験で、国民感情として一種の不安を持つておる。これがやはり原子力の平和利用の発展に大きな障害になつておると私は思ふ。それは伏見さん自身が御存じのよう

に、ああいう関西原子炉という小型の教育用の原子炉を、予算を計上されながら五年、六年待つていなければならぬ、地元がやはり原子炉の危険といふことから反対しておる、こういう苦い経験からかみても、特に原子炉の立地的な条件、水の関係とか気象関係、あるいは特に人口密度、これは当然ストリクトな、シビアな基準を出すのが基準専門部会の義務じゃないか、ひいては原子力委員会の責任じゃないか。これはいつ出してもいいのだというふうなことで、原子力委員会としても専門部会としても、全く国民に対して無責任じゃないかと私は思ふ。この法律案に關しても、これは先ほど申しましたように、事故が起つたときに、人に對し、物に對する損害の補償について保険あるいは補償契約、さらには、また、大きな場合は国がやろうとしておる。ならば、やはり事故が起つても、人や物に對する実際の被害といふものが最小限になり得るような立地条件を出すということは、常識上当然あるべきことだと私は思ふので、今、先生のお話を承つた範圍では、私は、非常に失望し、遺憾に思つておるのですが、基準専門部会といふのはどういふ方針でおられるのですか、重ねてお伺いしたい。

○伏見康治君 早く、できるだけ適切に適用できるような基準を発見するといふことが、私たちに課されている課題であるといふことは、今、岡さんのおっしゃつた通りであらうと思ひます。それが、いまだに私たちが模索しておりながら、適切な、そういう基準といふものにめぐり合つていないといふことは申しわけないことだと思つております。しかしながら、非常にリジッドな、簡単な基準といふものを作りましたために、それがあつた日本における原子力開発の進展に非常に支障を来たすといふことは、また、十分心配しておかなければならない点であらうと思ふのであります。その一つの例

で、最大許容量というものの概念を新しく把握すべきだ、そして、国民線量という新しい概念を作り出してきた。これは、原子力局にこの前お聞きしたときに、学術会議が、たしか去年か一昨年、最近のICRPの勧告をそのまま採用したというふうなことをせんだって言っておられたようだが、あれはまだしていないのですか。

○紅政府委員 いたしております。取り上げております。それで改正いたしました。

○岡委員 そこで、伏見先生は、たびたび変えれば信用が云々と申されますけれども、その変更の方法は、ICRPの勧告は、あるときには低くし、あるときには高めておるのじゃないんです。少なくとも、過去三回は、絶えず十分の一、三分の一に低めておるわけですね。いわば放射能の作用の危険性というのに対して、ICRPはやはり学術的な立場から一般に警告しているわけですね。事実低い数字、低い数字と出しているわけですね。政府もそれを採用しているわけですね。そのことは、結局、この損害賠償法と関係している原子炉施設の周辺における人口を現在のように膨張するがままにまかせていかどうか。政府の方では、ICRPの勧告をとって低く、低くしておる、人間はふえておる、こういう矛盾をこのままに放置しておくということは、私は、専門部会というよりも、原子力委員会として重大な問題だと思っております。これは何も手党、野党の問題じゃなく、特に先ほど申しましたように、やはり原子炉というのに対して潜在的な恐怖というのがある限り、事故が起こっても最小限の被害にとどめ

れるようにすべきで、災害を受ける直接の当事者は、まず人であるということですね。ICRPの勧告を見ましても、直接それによって利益を受けるもの、それに出入りしたりする特殊なグループ、一般公衆と分けておりますが、私は、その原則、ICRPの最大許容量というものをとっておるならば、当然その概念というものはとるべきだと思つて、アメリカが現にこの間発表したものとしておるわけですね。制限区域、排除区域というふうにとつておるわけですが、こういうことは、法律案の前提としてわれわれに示すのが、私は原子力委員会の仕事だと思つて、今お聞きすると、原子力委員会は、むしろアメリカの原子力産業界のような立場で問題を取り上げられておるようで、私は非常に遺憾だと思つて、現に、この法律案について、主査である有沢広巳さんがこの委員会の席上ではっきり言っておられる。この法律案は公衆の災害といふのを保護するのだ、これがこの法律案の主眼だ、だから、第一条には、「原子力事業の健全な発達」と書いてあるが、それは副次的なものだ。被災者の保護にこの法律案の重点があるということであれば、なおさらのことです。

三年前に発足した安全基準部会が、この法律案の前提となる安全基準について、まだそういうお考えであるということでは、私も私としては納得いたしかねるのです。これは米国の方の数字でも、私ははっきり出しておると思つて、熱心な排除区域はどこまでという点については、AECが二月十日に出したものの以外に、また別の数字を出しておる。だから、別に原

子力委員会が数字を持つておる。数字を持たないで原則を出すはずがないと私は思います。特に、万一事故が起つた場合にどの程度の放射能が放散されるかということについて、はっきり数字を出しておる。僕は、決して数字がないというわけではないと思つて、それは、そういう点を考えますときに、それでは米国の出したこの安全基準の立地条件が米国で採用になった場合に、日本の安全基準部会は一体これをどう取り扱うのか。ここ一月、二月のこのことだと思つて、一つこの機会に承つておきたい。アメリカはアメリカだ、日本は日本だというふうなことでいわれるのか、この点をはっきりお伺いしておきたいと思つておる。

○伏見康治君 岡さんのおっしゃることの御精神はよくわかつております。私たちが、なお愚慢のそりを免れない程度に、とにかく結果を出していないうというところは事実でございます。大いに今後も御鞭撻を受けまして、できるだけ御満足できるように基準を早期に作りたいと思つておる。ただ、お言葉の中で二、三申し上げてみたい点があるのですが、一つは、二月にアメリカの出した数字と、一つは、一つの例として出したものでございまして、あくまでも一つの計算であります。ですから、特に付録として出されておつて、本論の中に入っていないわけでありまして、もちろん、計算例と申しまして、それが現実に当てはまるという点を十分予想して作られた計算例でございます。それが全く架空のものであるという点を申し上げておるつもりではございません。

ございまして、簡単に算するため二、三の仮定のもとに計算されたものである。その仮定が一つの原子炉の場合に当てはまるかどうかといったようなことは、また、それぞれの原子炉における具体例について考えるべきであるというの、この二月の基準の根本の精神であろうと考えております。それから、ICRPの線量率というものは、なるほど下がったわけでございますが、今まで一瞬間の線量が三百ミリレントゲンといわれておりましたものが三分の一になりました、百ミリレントゲンというふうになりました。これは、線量率という観点からだけ申し上げれば、確かにそういうふうな切下げられておるわけではござい

ませんが、線量率で物事を判断するのではなくして、それを積分した値で物事を考える、従つて、ある瞬間をとつて考えますと、その瞬間では、線量率は百ミリレントゲンを越えるに越えておるやうなものであつても差しつかえないという考え方が別の面でお出しているわけでございます。つまり全く法律的に取り締まるという観点から申しますと、各瞬間ごとに出ておる線量率というものは、取り締まりの対象としては一番やさしいわけでございます。それで押さえてしまふというところは、実際に行政上の手段としては簡単で、守りやすいことであるという点は疑い得ないことであると思つて、積分された線量で物事を考えていくというふうなICRPが変つてきたというところは、つまり、そういう線の引き方ではあまりに過重な条件になり過ぎまして、原子力事業の

健全な発展を阻害する面があるということであらうと思つております。私は、岡さんのおっしゃいますように、アメリカの原子力事業者の立場に立つて物事を申し上げておるわけではさうでもないつもりでございます。要するに、日本の原子力ができるだけ健全な姿で成長するということを希望しておりますので、あくまでも、原子力から出て参ります災害を国民に与えないようにするという方向でもって物事を考えておるというところは、強く申し上げておきたいと思つておる。

○岡委員 問題は、やはり安全基準部会には、生物学者なり、理学者、科学者、それぞれの専門の権威の方が集まつておられるわけなんです。だから、私は、学問的な良心の上に立つて結論を早く出して、それを具体的にどう取り扱うかということについて、原子力委員会が最終的に決定を下す。ただ、安全基準部会も、結論を、いわば政治的な顧慮から——はるばるこられた先生には非常にふしつけないことを申し上げるようですが、私は、今の中間報告を見まして、一種の数字的、統計的な興味のために目を奪はすやうなことがあつてはならないと思つておる。そういう点で、人口密度などは、特にアメリカよりも日本の場合は、先生も現地をごらんになつて比較されておわかりだと思つておるが、こ

これは大へんな間違いでございます。特に、東海村のごときは密集しようとしているのですから、ぜひ早く出していただきたいと思ひます。

それから、先ほどマキシマム・クレディブル・アクシデントの問題が、先生からも、真崎さんからもお話が出ました。原子力局が、昨年産業会議を通じて「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算」といったものを作られております。あれは提出されましたか。そしてまた、技術会議としてはどういうふうにお取り扱いになったのですか。この点をこの機会にちょっと承つておきたい。

○紅政府委員 私の方からお答え申し上げます。
あの報告書は、局が原子力産業会議に委託いたしました作成したものでございまして、原子力委員会の専門部会でありますところの安全基準部会には提出してありません。

○岡委員 やはり安全基準というよりなもの、あるいは災害の補償というよりなものを検討される専門部会には、私は、局は当然資料として出さるべきだと思ふ。

それでは、伏見先生にお尋ねいたしますが、安全基準部会では、WASH報告は一応討議の対象にされましたでしょうか。

○伏見康治君 ブルック・ヘブンの事故解析の報告のことをおっしゃっているわけですか。それは、研究資料としてはもちろん取り扱っておりますけれども……

○岡委員 WASH報告の方は、ずっと十の八乗でいっているはずですよ。あなたの方で作ったのは、十の五乗から十の七乗だから、ずっと低いんだ。

なぜそういうものを出さないんだね。そういうくさいものにふたをするようなことをするから、原子力委員会の安全基準というのに対してわれわれは疑惑を持たざるを得ない。なぜ出さないのだ。

○紅政府委員 原子力局は、原子力産業会議から委託調査の報告を受けておりましたけれども、基準部会並びに安全審査部会に提出して、十分な御参考になるという判断、確信をいたすまでには、まだ局内の検討も進んでおりませんので、出してはいないというのが現状でございます。

○岡委員 しかし、これが安全な、妥当なものであるかどうかをだれが判断するのだね。しかも、君は会計課長としてあの金を出して、判を押しているじゃないか。さて作り上げてみたところが、これは出せない、妥当なものではないなんて……。そうかと思ふと、この前、局長は、WASH報告は参考にしたと言っている。WASH報告は十の八乗で、まだ低いものを出さないのだからね。そういうあいまいなことではいかぬと思ふので、これはまた、いずれ長官なり、委員長でもこられたときにはつきりだめ押ししておきたいと思ふ。

それから、伏見先生、話は余談になりますが、この法律でやりますと、私立大学と国立大学の場合では、差別待遇のようなことになりはしないかという点が心配になるのですが、こういう点、先生は、大学の立場からどう思われましようか。

○伏見康治君 おっしゃる通りに、差別待遇的な面が出て参ると思うのであります。実際、私立大学の方で原子炉

をお作りになりかかっておられる方々をよく存じ上げておりますが、そういう方々は、幾ら保険料を納めなければならぬかというのを非常に心配しておられるわけでありまして。そういうものは、国立の大学と全く同じように、特別な、例外的な措置を申ししますか、そういうようなものができれば、それに越したことはないと思ふのでございまして、そういう国立と私立との区別をなくすのが一般的な意味においていいのか悪いのかということになりますと、私は判断をつけかねますが、その面だけで考えますと、仰せのごとく非常にへんばな取り扱いになるだろうと思ひます。

○岡委員 これは事実かどうかわかりませんが、立教大学の武山に置こうというトリガ2型なんか、向こうのIAAでは、十八億くらい保険に入つてくれと言つたとか言わないとかということが伝えられていた状況であります。これは伏見先生も非常に差別的だということをおっしゃつておられますが、原子力委員長である科学技術庁長官も、私立大学における理工学部との振興ということには最近非常に奮闘しておられるので、この点は、やはり問題点を提供しておきたいと思ひます。

それから、なお、先生御承知の通りだと思ふのでございまして、要するに、この原子炉の運転を停止したとき、その原子炉の、いわば放射能の毒性が去つたものではない。運転を停止しても、特に長年運転しておれば、なおさらこの毒性的作用を持つ放射能の蓄積があり得るわけです。ですから、法律で単に「原子炉の運転等をやめたとき」ということだけでは、この法律

案の何条でしたか、「供託物の取りもどし」のところ書いてありますが、学問的にも、常識的にも私は妥当ではないと思ふのです。これは、法律を改正するなり、修正するなりして、原子炉の運転をやめても、なお放射能の蓄積があり、それが他に危険を及ぼすような危険が去つたとき、と明確に規定すべきだと思ひます。この点、先生もそういうような御趣旨を述べられたのですが、重ねてお聞きしておきたいと思ふのであります。

○伏見康治君 ちょっと私からお答えしない方がいいと思ふのですが、私の申し上げましたのは、表現的に申し上げますと、何か、今、岡さんの指摘されたようなふうになつて申し上げるのですが、局では、あの表現で十分そういう場合もカバーしておるというふうにしておられるようでございます。

○紅政府委員 お答え申し上げます。補償法の第五条にありましますところの「運転等をやめたとき」、その「原子炉の運転等」といふのは、親法であります賠償法の第二条に「この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに附随してする核燃料物質の運搬、貯蔵又は廃棄をいふ。」というふうになつております。廃棄といふことが出ております。従いまして、放射能の危険がなくなるということを前提としておるというふうに御了解願えればと思つております。

○岡委員 それはどうも少し苦しい言い方じゃないだらうかね。廃棄というのは何ですか。それじゃ、運転をやめた、いわば老朽化して使用に耐えな

なつた原子炉を閉鎖する、そこで、そこには使用済み燃料といふものが残つておる、廃棄といふのは、それを取り出して、何か処置することであつて、原子炉に残つておる状態はどうするのですか。運転がとまっても残つておる状態は……。

○井上説明員 ただいまの御質問に對しまして、第二条では、ただいま局長からお答えいたしました通りでございますが、さらに、もう一条見ていただきたいと思ひます。第二条の四項の中に「この法律において「原子炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二条第七項に規定する使用済燃料を含む。」ということにいたしてお

りまして、従いまして、使用済み燃料も含めまして、この二条の廃棄の規定を讀んでおるわけでありまして、実際に使用しないというよりな状態で使用済み燃料の中に残るわけでございます。そういうものが全部廃棄されるまでの状態ということではないわけであり

ます。

○岡委員 それでは、真崎さんに一つ関連してお尋ねしますが、補償契約の第三条の第四号に「前三号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの」とある。これは保険約款の内容として一体何と何ですか。先ほど若干お聞きしました、報告を怠つたとか、気象の逆転層であるとか、あるいは海への廃棄物による損害とか、それくらいでは済まないと思ふが、どれくらいあるのだね、一つあげてみて下さい。

○岡委員 それでは、真崎さんに一つ関連してお尋ねしますが、補償契約の第三条の第四号に「前三号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの」とある。これは保険約款の内容として一体何と何ですか。先ほど若干お聞きしました、報告を怠つたとか、気象の逆転層であるとか、あるいは海への廃棄物による損害とか、それくらいでは済まないと思ふが、どれくらいあるのだね、一つあげてみて下さい。

○井上説明員 この政令につきましては、ただいま明確にどれというところまで至っておりませんが、現在予定しておりますものは——これはなせまだ予定だと申し上げるかといいますが、先ほど真崎参考人から御説明がありましたように、民間保険が再保険の調停で、さらに再保険市場である英国等と今後の打ち合わせがあるというような問題がありまして、予定というところを言っておるわけでありまして。先ほど真崎参考人からお話がありましたように、たとえは、燃料の輸送保険の問題につきましては、これはただいま英国と打ち合わせ中でございます。ほぼ了解を得られそうだといいことになっております。もし、この燃料の輸送問題が民間保険でカバーされるということになれば、この政令で指定いたしましたせん。しかし、もし、万一再保険市場との関係で、民間保険ではカバーできないというところになれば、この政令で規定をして、穴のないようにいたしたいというふうな考え方でございます。

○岡委員 だから、それだけ入れても、結局告知義務の違反をする、それから輸送関係はどうするか、あるいは逆転層の場合、あるいは海中に廃棄した場合、おそらく保険料を納めなかった場合も入ると思う。なかなかそれくらいでは済まないと思うのだが、どういうケースをあなた方は考えておられますか。僕は、これはやはりこの法案を審議する場合、どういふケースがあるのか、これに対してどういふ見通しになった者の損害の賠償をしようというのだから、そのケース・バイ・ケースで、保険で救えないものはこの補償で救われなければならないのだから、はっきりこれは出してもらわなければ困る。

○井上説明員 民間保険の約款につきましては、現行約款では不十分でございます。この補償契約法が成立いたしました暁には、この補償契約法に合致して、民間の現行保険約款を改正していただくという話し合いになっております。従いまして、その話し合いは、大蔵省と私どもと保険プールと、この三者の間で話し合いをいたしまして——私どものところにあります、御承知の災害補償専門部会もその改正の方向について一応タッチいたしておるわけでございますが、その内容といたしまして、どうしても保険の穴になりますのが、ここに書いてあります、契約法の第三条一号の地震又は噴火によつて生じた原子力損害、二号の正常運転の場合、これは、先ほど真崎参考人が逆転層の問題として説明されたものでございます。それから、第三が、後発性障害の問題でございます。

この後発性障害は、先ほど真崎さんは、廃棄物の問題をおっしゃいました。が、廃棄物の問題は、これはどういふのですか。

○真崎勝君 お答え申し上げます。正常運転による加害責任は、私が先ほど触れました例は二つございまして、それは、アルゴン四一が正常運転に伴つて煙突から排出された場合の、ある場合における被害、それから、もう一つは、廃棄物を十分処理したあとで、薄めたあとで海に廃棄する問題と、両方とも正常運転の定義の中に入るだろうと、こう申し上げました。

○井上説明員 先ほどの説明に、さらに追加していただきたいと思つて、その第三点は、後発性障害、ここまでは、明らかに民間保険のいわゆる穴になっております。これにつきましては、明文でこの点を明らかにいたしたわけでございます。

なお、先ほど御説明申し上げましたように、現行保険約款は、いずれこの法案が通りますと、この法案の趣旨に合致せしめて改正していただくわけでございますが、その改正の内容とあわせて政令の制定をいたしまして、穴のないようにいたしたい。そのおまな点は、先ほど説明いたしましたように、運送保険、あるいは先ほど話がありましたが、そういう客観的な要因でない主観的な要因、たとえば、通知、告知義務違反というふうなものが代表的なものでございますが、そういう義務違反、あるいは、要すれば、規制法違反というふうなものに基づいて事業者が事故を起こすというふうなもの、本来、通常の概念では補償契約の対象になりませんが、あえて第三者

災害補償、第三者の保護というふうな観点から、この政令でやりたいといふように考えております。

○岡委員 地震の問題なんですが、コールドホール改良型にしても、関東大震災の三倍まで耐え得るというふうな安全装置をもつて建設しておられるわけですね。これは、国際保険プールでは、日本は地震国だということでも、いろいろ問題があるとしても、せめて七億五千万円ですか、それくらいに地震については細心に注意をしておるのだから、やはりこれは保険でみてもやるといふわけにいかないものでしょうか。

○真崎勝君 これは、地震を非常に大きな地震と、小さな地震と分ける方式を立法者がとられるならば、そういうことも可能でございます。しかし、これは、現在御審議中の法案の第三条第一項で地震の区分けをされるであらうかと申しますと、私個人といたしましては、関東震災の何倍、あるいは別に、物理学的な定義で示されることもあり得ましようが、そういうことがあれば、必ずしもできないことはないのです。しかし、関東震災の三倍とか、あるいは二倍とかいう定義自体が、実はあの場合、地震計がこわれたと私どもは押承しておりますし、客観的には不可能じゃないか、そういう気持ちもいたします。一応それで御答弁申し上げますけれども、これは非常に重要な問題でございます。

○岡委員 第三条ただし書きでは「異常に巨大な」ということになっておりますが、ただ、関東大震災のときには地震計がこわれておったかどうかは別として、やはり原子炉を設置して可なりという安全性については、安全審査部会が太鼓判を押して、また、原子力委員会が、地震については大丈夫だと総理大臣に報告をして、総理大臣が設置の許可をしておるといふ、きわめて権威ある機関を通じて、地震に対する安全性というものが一応定まっております。だから、そういう点から、地震を、国内の保険会社もプールも、外国と同じように取り上げられるというのは少し過酷じゃないかという感じがいたしましたが、今の御趣旨のようであれば、私どももまた考えなければならぬと思つております。

それから、この保険料率はどういう基準でおきめになるつもりでございますか。

○真崎勝君 先ほどの陳述におきましても触れましたように、まず、基本的には五十億円、あるいは小さな原子炉については五億円、一億円というふうな共済保険金額もございまして、いずれにしても、まず第一に填補すべきは保険の金額である、こう思っております。従つて、保険の金額が支払われるべき頻度も非常に高い、従つて、補償料と責任保険料との間に料率の違いがあることだけを先ほど御了解願つたわけでありまして。

さて、責任保険料の決定は、これまで先ほどの陳述で触れましたように、原子炉事故の頻度と、それから、万々一発生いたしました原子炉事故の加害責任、あるいは事故の被害の復旧の範囲、こゝろ問題をかみ合わせますと、統計がない上に——統計がないといふことは、論理的に言う、帰納的には保険料率がなかなか出にくい、従つて、演繹法的に出さざるを得ない

のではない、こういう意見でございまして、結局、これは主として原子炉の許可申請書類を中心として、たとえば、危険調査報告書あるいは原子炉の明細をよく研究して個別的に保険料を出し、かつ、これは国際火災保険というものが成立するわけでございまして、世界じゅうの原子炉のいい悪いを危険の面から判定しまして、よい悪いをポイント・システムで、一番よいものに、たとえば十点を与え、一番悪いものに百点を与える、そういうようないき方は、もちろん論理的には可能でございまして、結局最終的には、厚生省の所管であります健康保険において点数制、点数をつけた上で一点が幾ら、こういう問題になるわけでありまして、ここにややとすれば政治的な判断が入ると思うのでございまして、その点を今こころでございまして、個別に料率を出す、ただし、ただいま申し上げたように、国際的なポイント制を採用する、そこまで一つ申し上げておきます。

○岡委員 アメリカの最近の保険料算定方式が発表されたようですが、これはどういふことになっておりますか。

○真崎勝君 岡委員にお伺い申し上げますが、アメリカの料率算定基準は、むしろ私の了解しておりますところは、まず第一に、原子炉の熱出力に比例しましたサイト選定、原子炉敷地の基準、次に、必要とされるべき責任保険の保険金額の基準、これは六千万ドル以内でいろいろあります。最後に、おそらく、熱出力というものは保険料率、ことに責任保険料率には非常に関係を持つて参ると思ひますが、これは、岡委員が先ほど前参考人に対して述べられた御意見の中の、周辺の人口密度にまた関係を持つておられることを申し上げざるを得ないのですが、そういう意味で、米国の料率算定方式がどれであるかと疑いを持つております。

○岡委員 その二月十日という、先ほどのAECの発表したあの基準の中でございまして、私ちようど資料を持つて参らなかつたのですが、関連しまして、これは原子力委員会のその方の専門家の意見だと承知しておるのですが、やはり熱出力と人口密度が保険料率の大きな函数として取り上げられなければいけないということが言われておつたと思ひます。特に日本の場合、こうして人口密度も非常に高いこととあり、原子炉運轉の経験も乏しい要素は、やはり重要な参考点として保険料率の決定に役立てていただかなければならぬのではないかとと思ひます。

それから、これもこの委員会できるとき問題にしたことですが、御存じのように、東海村には今一つ、二つ試験炉、国産炉、動力試験炉、かりにそれでも四つ、それにコールドホール、このコールドホールがかりに小規模な事故を起こしたとしまして、も、原研の敷地内の大気が汚染される、バック・グラウンドが汚染された場合、原研の機能というものが停止するといふようなことにもなる。これはやはり日本のような、そういう条件の中で原子炉を設置する場合、おそらく機能を停止した原研の諸施設に対する補償というものは、五十億くらいでは

済まないと思ひますが、こういう点は、やはり保険プールとしてはどういふようにお考えでしようか。

○真崎勝君 お答え申し上げます。これは主として、たとえば東海村に二つの敷地がありまして、甲乙といったしますと、甲の敷地の原力炉が事故を起こしまして、乙の敷地に物の汚染を起したといふことをおそろく前提とされてお尋ねになつたと思ひますが、その場合は物です。人の障害ではございまして、物に限定いたしますが、物の汚染は、結局汚染の除去技術及び除去に要する期間に比例して賠償責任の金額が変わつてくる。そういう意味で、また別の函数がそこにある。汚染除去技術及び汚染除去に要する期間、そうして、その場合に五十億円で保険金が足りるか足りないかという問題は、実は国家の援助もあるわけなのでございまして、その問題を別にいたしますと、その物、たとえば、動産でも不動産でもよろしうございしますが、不動産は、それがブランドであれば当然稼働される、その結果利益が生ずることもありましようし、利益といふはつきりした会計上の項目でなくて、長期的な稼働目的がある、それが達成されない。それは、その物の客観的なバリエーション、価値の評価に反映されているわけですが、たとえば、ある物を、ある機械を、あるいはある工場を運転して、一年間に一億円の利益が上がるというよりな会計計算ができました場合には、その不動産、あるいはその機械装置、あるいはブランドの現在の値段は、キャピタリゼーションと申しますか、現在の値段に換算できるわけですが、そこから、取り立てて

利益の喪失を払うか払わないかという計算をいたしません、物の現在の値段をキャピタリゼーションによつて、人間でいえば、ホフマン方式というのがある、それが同じように換算できる。一応理論的には、御心配の点は、大きなブランドに関しては確かに五十億円で不足するかもしれない、それだけ申し上げておきます。

○岡委員 五十億という金額が一体どうして設定されたのかということ、この前の委員会でも問題になつたところが、保険会社の方では、これ以上なかなか約束してもらえないからというよりなことであつたようでした。それです、先ほどちよつと、かつて考えていなかったが、問題になつてきたといふことで、飛行機のお話が出ました。事実、あそこは危険区域といふことで航空局から指定されているわけですが、米軍の爆撃機の爆撃演習地域になつてゐるので、いつも問題になつてゐるし、実は地元は非常に心配をしてゐる。茨城県知事その他関係者がわざわざアメリカまで行つて、返還問題について、直接地元の代表として、撤収してくれといふような状態なんです。そこで、保険という問題に連なると、万が一飛行機が落ちたら一体どうなるか、これは一体保険でやつてくれるのかといふことですね。これはどういふふうにお考えになつておられますか。

○真崎勝君 お答え申し上げます。これは、私もがただいままで研究いたしましたところでは、原子炉事故が一たん発生いたしましたときには、先ほど触れましたように、原子炉の所有者たる、オペレーターである原子力

事業者が責任を集中する、その原則をチャネリング・オブ・ライアビリティ、こう申し上げたのでございまして、保険の立場から申しますと、これは原子炉のメーカーが、もし悪い物を納めて、そして原子炉事故が起つて、これは保険証券は守ると申しました。それから、原子炉の核燃料の提供者が、もし悪い核燃料を納めて原子炉事故が起つても、原子炉の所有者の責任に集中して考えますから、保険金は支払ひ、こう申し上げたその解釈あるいはその方針の延長に、この航空会社の問題が一つあるわけでありまして、

それは、これは原子炉所有者の責任にする、要するに、飛行機が落ちて、あるいは爆撃機が落ちたがために原子炉がこわれたことは、原子炉所有者の責任、こつていふ意味で保険証券が持つ、こつて思つておられますけれども、これは大体立法者の解釈に従ひたいと思つておられます。つまり、この御審議中の法律で、飛行機会社の責任を、実は法案第四条、あるいは第五条で追及されるようになってゐるのですが、一応原子炉所有者の責任としておそろく賠償金が払われるように、集中といふ問題を、法律では非常に形式的にされておりますが、とにかく、原子炉所有者が払ひ、そして、さらに、先ほど私が、われわれの責任保険証券はおまけがございまして申し上げたのは、そのおまけの部分で、少なくとも五十億以内の保険金に関する限りは、航空会社に、保険会社がこれだけ払つたから、五十億円払つたから、お前の方からもうという商法上の代位求償権を

事業者に責任を集中する、その原則をチャネリング・オブ・ライアビリティ、こう申し上げたのでございまして、保険の立場から申しますと、これは原子炉のメーカーが、もし悪い物を納めて、そして原子炉事故が起つて、これは保険証券は守ると申しました。それから、原子炉の核燃料の提供者が、もし悪い核燃料を納めて原子炉事故が起つても、原子炉の所有者の責任に集中して考えますから、保険金は支払ひ、こう申し上げたその解釈あるいはその方針の延長に、この航空会社の問題が一つあるわけでありまして、それは、これは原子炉所有者の責任にする、要するに、飛行機が落ちて、あるいは爆撃機が落ちたがために原子炉がこわれたことは、原子炉所有者の責任、こつていふ意味で保険証券が持つ、こつて思つておられますけれども、これは大体立法者の解釈に従ひたいと思つておられます。つまり、この御審議中の法律で、飛行機会社の責任を、実は法案第四条、あるいは第五条で追及されるようになってゐるのですが、一応原子炉所有者の責任としておそろく賠償金が払われるように、集中といふ問題を、法律では非常に形式的にされておりますが、とにかく、原子炉所有者が払ひ、そして、さらに、先ほど私が、われわれの責任保険証券はおまけがございまして申し上げたのは、そのおまけの部分で、少なくとも五十億以内の保険金に関する限りは、航空会社に、保険会社がこれだけ払つたから、五十億円払つたから、お前の方からもうという商法上の代位求償権を

行使しない、こういうふうに解釈して参ります。

○岡委員 原子力局はどう解釈しておりますか。

○紅政府委員 保険会社の方において保険金が支払われるものと考えております。

○岡委員 そうすると、新しい安条約に伴う施設及び区域に関する新協定においては、この民間事業場にそのような事故があったときには、自衛隊の事故を起こした場合の基準で換算をする、そうして、アメリカが七五%、日本側が二五%ということになっております。そうすると、その求償権というのは、たとえば、日本原子力発電株式会社が政府に持つわけですね、あるいは保険会社が持つのですか、いずれにしても、何かちゃんと政府がくれることになっているのだから、これはどうなる。

○井上説明員 先ほど局長がお答えした通りでございますが、一応飛行機の事故というふうな問題が起きますれば、まず、保険会社は保険金を支払う、それによって事業者は被害者に補償をするということになります。その場合に、第五条に求償権の規定がございます。これは「第三条の場合において、その損害が第三者の故意又は過失により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。」という規定になっております。

で、第三者の場合は、一応求償権はすべて発生するわけでありまして、たゞ、その相手が米軍なら米軍であるというふうな場合には、これは条約等がありますれば、その条約によって処理して

く、求償権の行使について処理するといふような関係に相ならうかと思ひます。

○岡委員 そこをはつきりさせておいてもらいたいです。だから、国と国の約束で、万一原電株式会社は飛行機が墜落して事故を起こした、これが五十億であったとすれば、その七五%、三十七億五千万円は米軍が支払う、残りの十二億五千万円は日本政府が出すのだ、こういう規定があるわけですね。そうすれば、一体だれがこれを請求するのか。この法律のどこで、そのようにして三十七億五千万円と十二億五千万円払った金をだれが請求することになるのですか。

○紅政府委員 この問題につきましては、たしか岡委員が調達庁の次長に対してお尋ねになったことがあると思いますが、真子調達庁次長が答へました通りに、行政協定に基づきまして処理されるのだと考えておりますので、おそらくは、国家というものがその間に介在してくるのではなからうかと考えております。

○岡委員 問題は、かりに五十億と評価するべき災害が起ったという場合、アメリカ政府は、日米合同委員会の協議の結果として三十七億五千万円をくれる、日本政府は十二億五千万円を出さなければならぬ、そこで五十億という金が出てくるわけですね。これをどういう手続で、だれがその要求をするのかというところなんです。この法律上、一体どの条文によってこの求償ができるか。

○紅政府委員 これは、やはり行政協定に基づくものは行政協定の規定するところによって取り扱われるのだとい

ふに考えておるわけでございます。

○岡委員 そこを、あいまいなことを言わなくて、一つはつきりしていただきたい。今でなくいいです。これまでの経験もあることだから、調達庁とよく調べて報告願いたい。

それから、今、この間の調達庁の次長の答弁というのを言われましたが、一つ疑問があるのです。それは、原子力研究所に被害を与える、あるいは原電株式会社に被害を与えたという場合、どうもあの協定をさらに読んでみると疑問がある。その結果起った第三者に対する損害というものは含まれておるのかどうか、これに非常に私は疑義を持つてきたのです。その慰謝料とかなんとかいうことで、金一封で済まされることもあるのじゃないかと思ふ。その辺、一べんよく調達庁とも調べてもらって、次の機会に責任ある御答弁をお願いしたいと思います。

それから、真崎さんがよくおっしゃいます。前項の規定は、求償権に關し特約をすることを妨げない。と第五条にあります。そこで、たとえば、外国のメーカーに故意あるいは重大なる過失があつた、その外国から持ってきた燃料なりその他のものについて事故が起つた場合どうするのですか。求償権はないのですか。

○井上説明員 この特約がありますれば、もう少し丁寧に言いますと、外国のサプライヤーとこちらの原子力事業者の間に、要するに外国のサプライヤーは原子炉を販賣する、こちらは買入というふうな契約があるわけでございます。その契約によりまして、外国のサプライヤーは、こういう場合に免

責される。つまり、求償権の行使は原子力事業者がしないというふうな契約がありますれば、外国のサプライヤーを追及することはできません。しかし、被害者に対しては当然保険の給付はございますし、もし保険でカバーできない面がありますれば、先ほど申しましたような国の補償契約によりまして、補償金を国が支出するということによって被害者の保護をするといふような関係に相なるわけでありま

す。

○岡委員 具体的な問題としていへば、CP5の例なんか一つの例じゃないかと私は思ふ。だから、無理な要求をして出力一万キロワットの発電をする、普通ならば九〇%の濃縮ウランを使つておつたものを、二〇%の濃縮ウランしかくれない、そこで詰め込め詰め込めというところで詰め込む、そこで被覆に何らかの瑕疵がでたり、ピン・ホールがでたりする可能性がある。そうすると、事故の原因には、その核燃料の溶融というものが一番大きなものである。これは詰め込め詰め込めと言つたところで、言わなかつたところで、向こうがサプライした燃料に一つの大きな過失があつたわけですね。そこで、政府間協定は、とにかく完全であるように努力をするんだ。ところが、向こうの、いわば売り手とすれば、売らんかなで、そういう発見をしたからいいや、そういうもの、そういうもの、燃料が溶けやすいものであつて、ほんのわずかな熱が高くなつてもそういう異状を起してくるという場合がある。そういう場合、やはり求償権がないわけですか、事業会社と

特約しても、求償権を日本は持たないのですか。

○井上説明員 特約がありますれば求償権がないというのが、五条二項の規定の趣旨でございます。

○岡委員 問題は、そういう特約を、法律の執行上自由にまかせるかまかせないかということですね。

○井上説明員 自由にまかせるわけではございません。まかせますが、第三者の保護という点につきましては、先ほど御説明いたしましたように、保険によつてカバーするか、あるいは保険でカバーされなければ補償契約でカバーするといふことに相なります。

○岡委員 それは二つの点で私は問題があると思ふのです。政府間協定だつて、きずのものをもらつていいんだといふようなことをいってない。だから、向こうでも、できるだけ完全なものであるように保証するんだといつておる。事実事故が起つて、ふたをあけてみたら、燃料にそういう瑕疵があつたといふことは重大なる過失ですよ。しかし、それはサプライヤーとこちらの原子力事業者の間に、そういう場合に求償権を放棄するといふことを自由にまかせ、そういう一方的なものであつては、日本の原子力が発展するためにならぬ。それから、そういう損害についても、なるほど、損害賠償法で五十億以内は原子力事業者が負担するということになっておるから迷惑をかけないといふことでは、それは済まされたい。そういう外国のメーカー、サプライヤーの重大な過失に基づく事故についても、日本の保険会社は迷惑を受ける必要はない。場合に

よつては、政府が何も迷惑を受ける必

要はない。両国政府間の協定というのは、そういう趣旨なんだ。向こうもできるだけ誠意を持ってやる、ただ、しかし、向こうのメーカーもマーチャントで、商業的な利益を追求して売ってこないとも限らぬ。だから、そういうものに對して、ただ無条件に求償権を放棄するということを認めるなんて、そんなことでいくんですか、これは大きな問題だと私は思う。

○**紅政府委員** ただいまの御質問に対して、お答え申し上げますけれども、これは、先ほど衆議院議員がおっしゃっておりますように、国際的な関係、この法律が日本独自のものであってもいいのですけれども、やはり原子力の開発ということとは国際的な視野に立つておる問題でありますというようにすることで参考人もおっしゃいました通り、そういうような観点に立つということも必要なこととございまして、やはり国際的な商慣行が、大体的な妨げないというふうな行き方になっております。

それと同時に、先ほど例をあげられました燃料におけるところの瑕疵というようなものにつきましては、もちろん、受け取る側におきましても無条件に受け取るということはあり得ませんので、やはり厳密なる検査行為をいたしますから、その限りにおいて瑕疵がないものだとい応前提せざるを得ないと考えております。従いまして、当初から瑕疵あるものを無条件に受け取って、しかも、特約によってサブライヤーの方は迎えるというような、そのような、実には迎えると申しますか、法体系をとったというふうには考えておりません。

○岡委員 わずか二十本やそこらのものならば、レントゲン写真ででもよく見えるでしょう。一万本、二万本にも達せんとするより大きな燃料を、あなた方レントゲンで一々見るといふわけには実際問題としていかぬと思うのです。抽出検査しかないだろう。それとも、全部レントゲンで見ても精密にやる、それから国がやるというくらいならわかるのですが、そういうことも実際問題としてあり得るわけだから、そういうあいまいなことを言わないでは

しい。無条件に求償権を放棄する協約をサブライヤーと日本の原子力事業者と結ばすなどというようなことを今ごろ野放しにしておくこととはないだろう、ないだろという推定の上に、しかし、万一あつた場合にといいことである、われわれは損害賠償を議論しておるのです。絶対にないという保証がない以上は、無条件に求償権を放棄するといふことは、日本の原子力業界の将来にとって不面目なのだ。

○**行政府委員** これは先ほどもお答え申し上げましたように、国際的な商慣行になっておりますので、こういう規定を設けなかったとしたしますか、そうしましたおりに、おそらくは外国からの炉材料あるいは燃料等の供給といふものは受け得ないというふうに考えております。

○岡委員　だから、問題は限定して言っているのです。もし事故が起くる、その原因を追及してみた、ところがサプライヤーの供給した燃料に原因があつたということが確認された、それはサプライヤーの重大な過失であつた、しかしながら、そのサプライヤーに対して日本の原子力事業者が無条件

に求償権を放棄しておる、しかし、政府間協定では、向こうもできるだけ完全なものを供給するということを約束しておる、ところが、できるだけ完全なものをという努力が足らなかったということがはつきりわかった場合は、やはりわれわれは求償権は当然あつていいではないかということなのです。

○真崎勝君 この問題は、私の陳述に関連しまして岡委員から御質問があつたのだと思ひますので、私も一言お答えをさせていただきます。

実は、これは國際問題というよりも、米国の原子力法自体に核燃料の国有原則といふものが入っておりまして、米國政府が原子力委員會を通じて、原子炉所有者に核燃料を貸与する、その場合には、やはり政府側が免責される、これは國內法として確立されている。従つて、これが國際關係であるから神経質になるということは私は考えられておりませんけれども、それならば、なぜ神経質にならないでよいかといふ

点につきましては、私なりに、これはやはり物理学上の因果関係が——法律でも、事故と被害の間に因果関係という言葉があるのですが、因果関係において、おもなる原因をどこに定めるか、場合によっては、原子炉が事故を起こした場合に、この核燃料が悪いからという、その派生的な原因を因果関

係として追及しないのだ、あるいはメーカーの作り方が悪いのだというふうには追及しないのだ、これは実は、私が数年前原子力保険を勉強しましたときに、一番初めにぶつかった一番大きな問題でございます。これは俗語で申しますと、鐘が鳴るのか、撞木が鳴るのか、鐘と撞木の合いが鳴る、鐘と

いふのが原子炉、撞木が核燃料でございます。事故が起つて、一体どつちかに原因があるというときに、原子炉の側に全部集中してしまふ、こういうふう

に考えて参ります。その他いろいろいろいろな考え方をしますけれども……。

理論づけはございますけれども……。

もう一つ申し上げますと、保険の引き受け能力に照らしまして、たとえば、原子炉側に賠償責任が必要である、あるいは核燃料のサプライヤーも賠償責任が必要である、こうなりますと、一つの甲という原子炉について、あらゆ

困るというので、技術的な説明をして
おきます。責任の集中ということであ
ります。従つて、これは国際問題が生ず
る前に、原子力法で、まず原子炉の事
故について、原子炉の所有者は無過失
責任を負ふ。第二に、免責事由は戦
争、それから特別の大地震というよう
なことになります。それと責任を集中
する。原子力船でいえば、原子力炉の
オペレーターに、つまり鐘の側に責任

を集中する。責任というのは、求償権の場合で言うと、要するに特約でありまして、特約というのは免責条項になつております。でありますから、出力が所定の原子力に達しなかったという場合には、これはギャランティの問題になりますから債務不履行の責任で、債務不履行責任と不法行為賠償責任

任とは区別いたしました。特約というのは、債務不履行の責任は一応入らなない、不法行為賠償責任を鐘の側、つまり原子炉の側に集中する、こういうように私は考えております。

○岡委員　真崎さんのお説は、私の申し上げていることにはずれておるのであります。求償権というのがここに書いて

あるのです。第五条には「その損害が第三者の故意又は過失により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。だが、この求償権のところが特約ではない、求償権を免除すると書いてある。これは、おおむね外国のサプライヤーから供給する、今あなたのおっしゃいました、燃料が所定の熱出力に達しないという場合、なるほど、アメリカはユーラトムなんかに対しては、そういう出

合における補償はやっております。しかし、問題は、燃料に瑕疵がある。反応度が上昇しても、あるいはまた、冷却材が若干喪失しても、今日までの経験からいっても、まず落ちてくるの危険料なんです。だから、燃料が溶解をする、あるいはその危険に瀕して、そこで核分裂生成物質というのが恒内に蓄積され、放散されるという場合に、外国の燃料のサプライヤーに対して責任を免除するということは、まあ

ろん、これは政府間協定もあることから、向こうが完全であるように努力してくれればいいけれども、さて、調べてみたところがそうでないといふんなら、事実がわかったときに、場合によれば、政府が国費をもつて損害の賠償をする、あるいは原子力事業者が責任を負う、あるいは原子力事業者が責任を中の名においてされるということは銘

が通らぬ、こう私は思うのです。こういう問題は、いずれまた原子力委員長がこられましてから一つ責任ある御答弁をいただきたいと思えます。ですから、きょうはこの程度にしておきます。

○山口委員長 石川次夫君。

○石川委員 ただいま岡委員の方から詳細な質問があったわけでございます。

が、私は、実は地元の東海村の近所におるものですから、原子力にある程度の関心を持った素朴な住民の疑問という形で、きわめて非学問的な質問を申し上げますから、一つお答えを願います。

伏見先生にお伺いしたいのですが、先ほど伏見先生のお話の中で、放射能による障害が後発性を持つておるといふ場合の判定の基準として、これ以上放射能を浴びた場合には全部放射能障害とみなすのだ、賠償なり障害の認定の基準がないのじゃないということをおっしゃったことは、まことにもつともだと思つております。そこで、実は、私、話をもとに戻りますけれども、今度の法案というものは、第三者の安全を確保することを目的とした法案だといふふうになっておりますが、私がこの法案を調べれば調べるほど、そういうことが目的ではなくて、今度英国との間に燃料その他コールドホール原料の取引をするために、免責条項というふうな関係で、急いでそれを作らなければならぬ、あるいは住民に安心感を与えるための一つの啓示的な目標というものが先行して、住民のほんとうに安全を確保するための目的が主眼とされて出された法案であるかどうかということについて、非常に疑問を持つてきておるわけです。ただ、そのことについてのこまかい内容については、あとで、いずれ委員会でも質問をしたいと思つておりますが、一番大きな問題の一つは、今申し上げた、住民がどの程度の放射能を浴びた場合に放射能障害といふことに見なすかという、その基準が一つも定められていない。御承知のように、先ほどお

話がありましたICRPは、三百ミリレントゲンというものを百ミリレントゲンというものに下げた。しかし、これは積分されたものでないから基準とされないというふうなお話があったわけでございます。そういう一つの意見に對しては煩瑣に値するものだと思いますけれども、地元の素朴な住民としては、一つ一つの原子炉を作る場合に、政府は、非常に厳密な安全審査をして、それを許可するというふうな方針をとつております。それが東海村のようにたくさん実験炉ができ、コールドホールができてくる、それに重なり合つて、住民の方は放射能としてかぶることになるわけですから、それに對しては基準というものが何も示されてないといふことになる。地元

の住民としては、一体どこから放射能障害といふことを認定して、これが今度の法案の対象になるのかといふ基準があつともきまつてないじゃないか、それをきめないでいて、この法案が先に出てくることはおかしいじゃないかといふ素朴な疑問がどうしても出ざるを得ないわけなんです。従つて、先ほどいろいろ慎重に検討すると言われているようにございまして、そういう意味での放射能の基準、事故の認定の基準、そういうものが近い将来にできるというふうなお話でしたが、実は、それが先に出て、次にこの法案が出るということでは、住民として、ほんとうに自分たちが補償してもらへるかどうかがいふことに非常に疑問を感じざるを得ないと思つて、この基準が近い将来でできるというのですが、いつごろ一体できるのか、この点は、ほんとうにわれわれとして

重大な関心を持つておる。その点を、そう確実に、六月の末にできるかどうかという期限を切るわけにはいかぬと思ひますから、大体のめどをお知らせ願ひたい、これが第一点であります。

それから、あと一つ。これは必ずしも伏見先生に御質問することがいいかどうかわかりませんが、いま一つの問題については、非常に個人差があるわけでございます。住民の放射能に対する抵抗力に個人差というものがありますから、平常の健康管理というものが行なわれておつて、それで放射能を受けたためにこういう変化が出たといふことの、ふだんの健康管理というものがこの法案には全然うたつてないわけなんです。

それは、あと一つは、これ以上の放射能を浴びた場合は事故であるといふ認定をする、あるいは、これ以上放射能を浴びた場合には、これは明らかに放射能障害であるといふことを認定する機関といふものが全然きめられていない。従つて、これはたとえば、原研とかあるいはコールドホールの原発あたりでは、いろいろそういうことを測定してやるかも知れません。しかし、これはそう邪推してはいけなないかも知れませんが、業者の方では、なるべくそういう事故が出たといふことを発表しなかつたかと思ふ。極力これを押えるという方向にいかざるを得ないと思ふ。従つて、これは第三者の機関として、これ以上は事故だ、これ以上は退避しなければいけぬといふような命令を出す、そういうふうなことでなければ、この法案が出たつて、一体はたしてほんとうに自分たちは保護されるのかどうかといふことに疑問を感じる

のは、これは人情だろうと思ふ。従つて、そういう意味での非常にきびしい批判が地元の東海村の方から出ておるといふこと、このことに対して、一体伏見先生はどういうふうにお考えになつておるか。これは当局に聞くのが筋かも知れませんが、実は、そのことについては、あとでまたゆつくりお話ししたいと思つておりますので、この際伏見先生の御所見を伺つておきたいと思ひます。

それから、あと一つでございますけれども、事故ができた場合の評価は、これは非常にしろろとらしい質問で恐縮ですが、これは眞崎先生にお伺ひしたいと思ひます。大体保険会社が当たるといふのが建前なんだろうと思ふのですが、いよいよとなつた場合には、損害賠償紛争審査会といふものが生まれるわけなんです。しかし、初めからその損害賠償紛争審査会が来て、その事故の補償額についての認定をするわけではないのでありますから、これは保険会社がやはりやるのではないかとと思ひますので、その点を念のために伺ひたいと思ひます。保険会社がやはりやる場合には、たつた五十億という金額だ。これは再保険の国際市場の關係でやむを得ないと思ふのですが、コールドホールでもつて事故ができれば、五十億は、ほとんど事業主の方といふんです。原研の方にたつてしまふ、第三者の自分たちは恩典にさつぱりあらずからぬのではないかとといふ、きわめて素朴な不安がある。そういう点で、いろいろ技術的な問題があるでありますが、この評価は保険会社でやはりやると思ふのですが、評価をする際には、普通の状態

と、損害を受けた場合の被害の程度といひますか、そういうことを正確に認定する基準というものをもちになつておるのかどうか、そういう点を一つお伺ひしたいと思ひます。

○伏見康治君 私からお答えいたしますが、私からだけではなくて、局の方からもお答えしていただきたいと思ひます。

私の先ほど申し上げましたことは、実際の放射線障害が現れてからいふんなことを判断いたしました賠償を求めるといふのは、多くの場合、第一、放射能を浴びたという証拠さえ、おそれるなかなから求めることができないおそれがあるから、そういう、そういう観点から、事故が起つたときに、その該当される方が浴びた量といふたようなものを少なくとも記録する、そういうことによつて、その方が将来実際に放射線障害の病状を呈されたときに賠償を請求される資格を少なくとも維持されるように、事故が起つたときに、すでにそういう措置を講ずるといふことが非常に大事なことでありと考へております。そういうことが法律案の文面には必ずしもよく出ていないように思ひますので、そういう点を、もう少ししっかりした方がよろしいのではないかと私が私見でございします。それに関連いたしまして、そういう場合に、これ以上を危険な放射能を浴びたと考へる、これ以下は無視するといふ、そういうけじめは当然あるべきだと思ふのですが、そういうけじめといふのが、たとえば、原子炉の設置許可をいたします場合の安全審査で、いろいろ事故実験をいたしましたときのその基準線量といふたようなも

のと同じものであつていいかどうかといふことは疑問があるわけですが、それは、また、そういう使い方をする基準線量として、別の意味で定めなければならぬことであらうと思ふのです。が、もし、先ほどの御質問が、原子炉の設置許可をいたしたときの安全審査の場合に使います基準線量というより意味でございしたならば、それは割合に近いにできるのではなからうかと思つております。私どももいたしましては、主として放射線審議会の御審議を待つてそれを確立したいと考えておるわけでございます。そちらの方の御審議は、もうある程度進行しておると思ふので、ごく近い将来に、そういう意味での基準線量でございすれば、確立できると思つております。もし、先ほど申し上げましたような意味の、別の機能を持ちます基準線量ということになりますと、なおいろいろ議論をしていただかなければきまらないだらうと思ふます。これが第一の御質問に対するお答えであります。

○真崎勝君 石川議員の二つの御質問に対してお答え申し上げます。

第一の御質問は、保険会社が被害者の損害の査定を行なうかという問題でございすれば、われわれ保険会社の建前は、法律上加害責任者となります原子炉の所有者と被害者との間の示談、和解、あるいは紛争審査会という即決簡易裁判所、また、それできまらない場合は、実際民事裁判所の判決によつてきめる、こうなるわけだと思ふのでございすますが、實際上、保険会社がどこまで、つまり、陰になつてやるかという御質問でありますれば、私

どもも職務上、実質上は非常に一生懸命いたします。これは住民のためにいいことか悪いことかという問題になりますれば、私は、先ほど陳述いたしました中で、五十億円という全体の保険金額の中で、一人当たりの金額はきまりません、こう申し上げたわけでございます。そして、さらに、保険会社あるいは保険プールは、直接被害者から請求を受けません、こう答えたわけでございます。実質上の問題ならば、これはとことんまでやつてもよろしゅうございす。それが第一の御質問に対する答えでございます。ただ、昨年の四月一日に英国で施行されました英国の原子力施設許可及び保険法によりますと、事故の際に、動力大臣が、この範囲のものはレジストレーションになつてゐる。つまり、登録命令を出す、そして、これは長年にわたつておそれる健康管理をするだらう、こういうことを先ほど触れました。ですから、これは保険会社だけでやることは、もちろん申し上げません。これにつきましては、現在の法案で、その施行令、あるいは施行規則で十分いけるのではなからうか、こう申し上げたわけでございます。

第二の御質問は、コールドホール改良型の事故を起こしたときに、五十億円です十分であるかどうか。これは五十億円です十分であるとは申し上げかねますし、そのために一応国家補償とか、あるいは国家の援助という制度があるわけでございます。ただ、私どもの乏しい研究によりますと、コールドホール改良型のお家元は英国でございす。英国につきまして乏しい研究をいたしました、ウイ

ンズケールの事故は一九五七年の十月に起こつております。ヨード一三一の放射能によつて汚染された牛乳が廃棄されまして、八千万円の被害があつた。これは国有原子炉であるから国が補償する、こういうことになった。それで、あのときに一体何キユーリー放射能が出ましたか、この問題でございますが、これは英国側ではつきりわかつてゐるわけですが、ウィンズケールの事故による放射能の放出量は、ヨード一三一が二万キユーリー、ストロンチウム八八が八万キユーリー、ストロンチウム九〇が二キユーリー、概算すれば二万キユーリー、こういうわけでございます。それで、二万キユーリーで八千万円。また、閣議員の非常に有力な御意見である人口密度に關係いたしますが、二万キユーリー出て、日本ではその倍の一億六千万円くらいの補償ではないか、二万キユーリーとして、一体マキシマム・クレディブル・アクセシビリティ、それ以上の大きな事故は起こらないだらうか、この問題になると、一つ申し上げますと、ウィンズケールの原子炉の一九五七年十月の蓄積放射能の総量は、十の八乗キユーリーでございす。従つて、これは十億キユーリーということになります。

それだけ申し上げておけばいいと思ひます。十億キユーリーということは、日本の東海村に作られますコールドホール改良型の原子炉が何カ月か運転されまして事故が起こつた場合に、それ以上の放射能は蓄積されない。念のために広島原爆はどうかと申しますれば、十の八乗でなく、キユーリーで言つと十の十一乗か十二乗くらいでございす。これは爆発の瞬間でござい

ます。ビキニで第五福竜丸が被爆した際の水爆の爆発の瞬間は、十の十四乗くらいのキユーリーだらう、こういうわけでございす。そこで、われわれは、この五十億円は、マキシマム・クレディブル・アクセシビリティをカバーできるであらう、こうお答え申し上げます。

○山口委員長 他に御質疑がなければ、本日はこの程度にとどめます。伏見さん、真崎さんには、御多忙中のところ、しかも、長時間にわたり貴重な御発言を承り、まことにありがとうございます。委員長より厚くお礼申し上げます。

なお、本日委員会に御出席いただくことになつておりました日本原子力産業会議副会長大屋敦君、日本原子力研究所東海研究所化学部分析化学研究室員中島篤之助君の両君につきましては、後日参考人として御出席を願うことといたしますので、御了承願ひます。

なお、日本原子力研究所労働組合執行委員長堀剛治郎君に御出席願ふこととなつておりましたが、都合により日本原子力研究所東海研究所化学部分析化学研究室員中島篤之助君に変更いたしましたので、御了承願ひます。

本日は、これにて散会いたします。
午後四時三十八分散会